

第195回

長野県都市計画審議会

調査審議 資料集

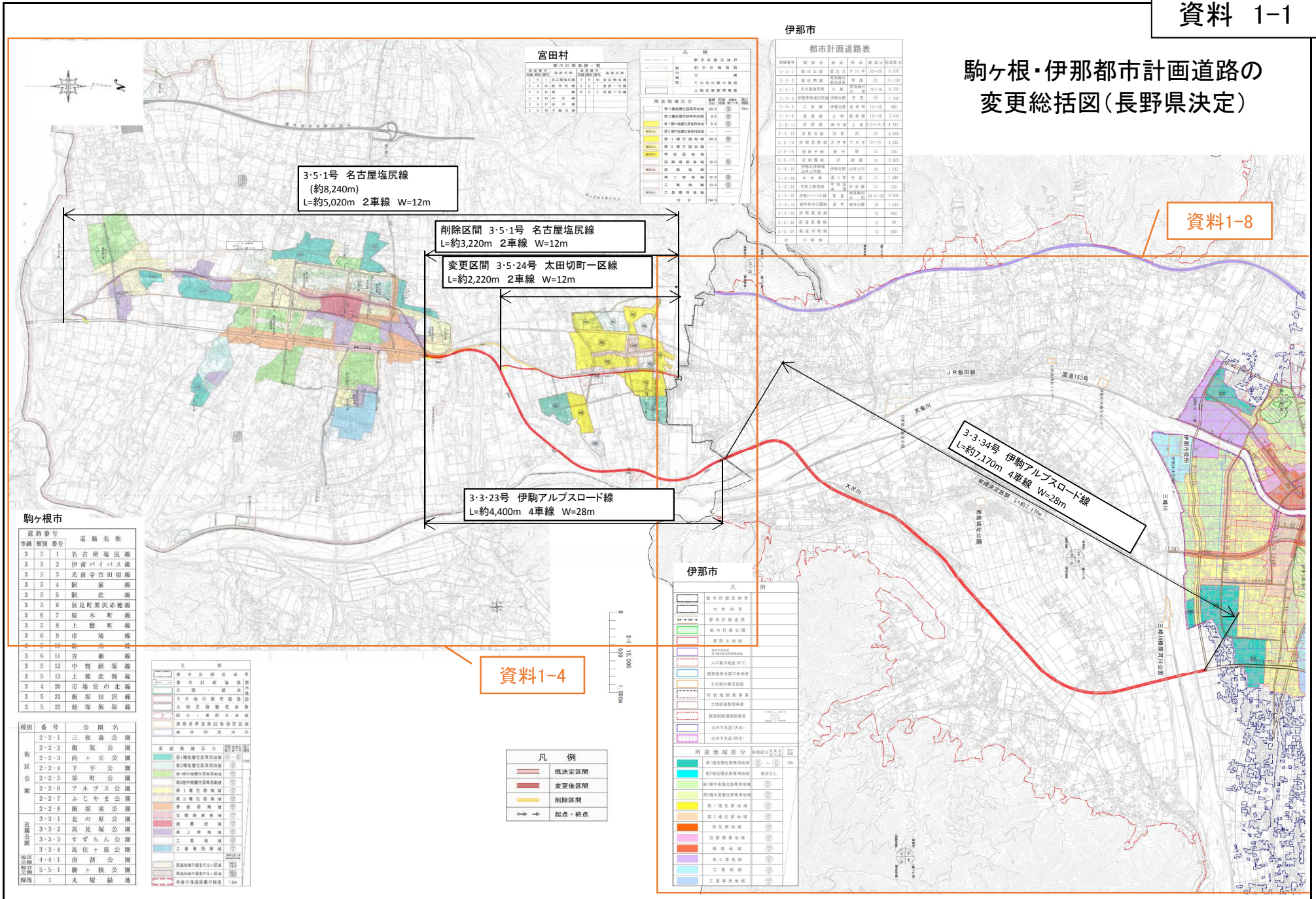
平成29年11月14日

## 目 次

### 調査審議第1号

駒ヶ根都市計画道路の変更及び伊那都市 計画道路の変更について .....	1
---	---

駒ヶ根・伊那都市計画道路の変更総括図(長野県決定)



伊那市 都市計画道路表

路線番号	道路名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
3-3-1	菅原北線	菅原	下川	20-20	8,270
3-3-2	菅原南線	菅原	下川	27	11,160
3-4-1	伊駒アルプス線	伊駒	伊駒	10-10	8,700
3-4-2	伊駒アルプス線	伊駒	伊駒	16	1,740
3-4-3	二条線	伊駒	菅原	12-10	490
3-4-4	飯坂線	上野	飯坂	12-10	3,430
3-5-11	伊駒線	伊駒	上野	3-14	4,410
3-5-12	伊駒線	伊駒	上野	12	4,000
3-5-14	伊駒線	伊駒	上野	10-10	3,500
3-5-15	伊駒線	伊駒	上野	12	700
3-5-17	伊駒線	伊駒	上野	10	2,420
3-4-18	伊駒線	伊駒	上野	10	1,010
3-6-26	中央線	伊駒	伊駒	11	1,640
3-6-28	伊駒線	伊駒	伊駒	11	330
3-3-32	伊駒線	伊駒	伊駒	28-28	6,430
3-4-33	伊駒線	伊駒	伊駒	10	1,010
3-5-33	伊駒線	伊駒	伊駒	17	800
3-5-35	伊駒線	伊駒	伊駒	12	900
3-5-37	伊駒線	伊駒	伊駒	12	900
計					19,800

資料1-8

資料1-4

駒ヶ根市 道路番号表

等級	類別	番号	道路名称
3	5	1	名古屋塩尻線
3	3	2	伊南バイパス線
3	5	3	光前寺古田切線
3	5	4	駅前線
3	5	5	駅前北線
3	5	6	飯見町栗沢赤穂線
3	6	7	飯木町線
3	5	8	上穂町線
3	6	9	市場線
3	5	10	駒ヶ根線
3	6	11	吉瀬線
3	5	12	中別荘線
3	5	13	上穂北側線
3	4	20	市場宮の北線
3	5	21	飯坂田沢線
3	5	22	経塚飯坂線

公園名表

種別	番号	公園名
市	2-2-1	三和森公園
市	2-2-2	飯坂公園
市	2-2-3	向ヶ丘公園
市	2-2-4	下平公園
市	2-2-5	栄町公園
市	2-2-6	アルプス公園
市	2-2-7	ふじやま公園
市	2-2-8	飯坂峠公園
近隣	3-3-1	北の原公園
近隣	3-3-2	馬見塚公園
近隣	3-3-3	すずらん公園
近隣	3-3-4	馬住ヶ原公園
地区	4-4-1	南側公園
地区	5-5-1	駒ヶ根公園
緑地	1	丸摩緑地

伊那市 凡例

用途地域区分	区域区分	用途
第一種低層住居専用地域	第一種	100
第二種低層住居専用地域	第二種	100
第三種低層住居専用地域	第三種	100
第一種中高層住居専用地域	第一種	100
第二種中高層住居専用地域	第二種	100
第三種中高層住居専用地域	第三種	100
第一種住居地域	第一種	100
第二種住居地域	第二種	100
第三種住居地域	第三種	100
商業地域	商業	100
工業地域	工業	100
工業専用地域	工業	100

凡例

—	概決定区間
—	変更後区間
—	削除区間
→	起点・終点



## 駒ヶ根都市計画道路の変更概要

### 変更路線

(長野県決定)

- 3・3・23号 伊駒アルプスロード線 【今回決定案件】
- 3・5・24号 大田切町一区線 【今回決定案件】
- 3・5・1号 名古屋塩尻線 【今回変更案件】

### 変更理由

駒ヶ根都市計画道路3・3・23号伊駒アルプスロード線は、伊那谷を縦貫する広域幹線街路として、中央自動車道西宮線や一般国道153号などを補完・代替する道路としての役割を担うものです。

駒ヶ根及び宮田市街地は、天竜川右岸に位置し、他都市と接続する主要な交通軸として名古屋・東京の二大都市を連絡する中央自動車道と並行して一般国道153号及び広域農道がありますが、このうち一般国道153号は慢性的に混雑しており、自然災害や事故等による障害発生時には緊急輸送機能が確保されていない状況にあります。

さらに、平成39年のリニア中央新幹線の開業にあわせて、リニアの整備効果を広く県内に波及させるため、当該区間の道路整備が求められています。

このため、本路線は混雑の解消、円滑で安全な交通の確保、災害に強い上伊那地域の主要幹線街路として、機能的な都市活動及び土地の有効利用等を勘案したなかで、起点を駒ヶ根市赤穂(伊南バイパス終点)、終点を宮田村中越(伊那市境)とする延長約4,400m、路線全体の有効幅員は28mで都市計画決定し、本都市計画区域の産業経済等の交流促進と機能的な都市活動の確保を図るものです。

また、この路線の追加に伴い、既決定の都市計画道路との円滑な交通処理を図るため、3・5・1号名古屋塩尻線について駒ヶ根市区間では、終点を駒ヶ根市赤穂(伊駒アルプスロード起点)に変更するとともに宮田村区間の一部を3・5・24号大田切町一区線として名称変更し、起点を宮田村大田切(伊駒アルプスロード交差点)、終点を宮田村町一区(伊那市境)とする延長約2,220m、路線全体の有効幅員は12mの幹線街路に変更するものです。

3・5・1号 名古屋塩尻線

3・3・23号伊駒アルプスロード線の追加に伴い終点側を変更する。

今回変更案件(県決定)

3・5・24号 大田切町一区線

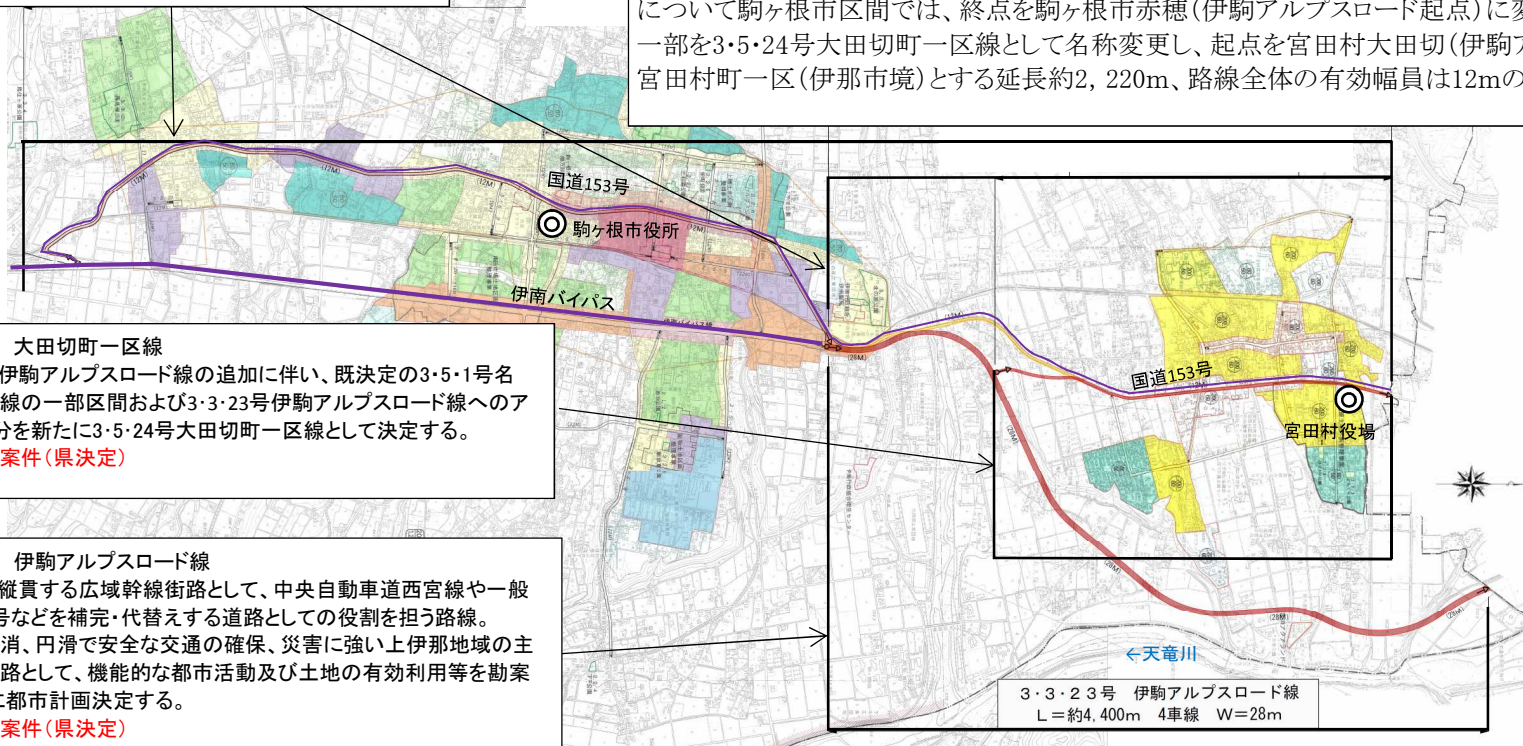
3・3・23号伊駒アルプスロード線の追加に伴い、既決定の3・5・1号名古屋塩尻線の一部区間および3・3・23号伊駒アルプスロード線へのアクセス部分を新たに3・5・24号大田切町一区線として決定する。

今回決定案件(県決定)

3・3・23号 伊駒アルプスロード線

伊那谷を縦貫する広域幹線街路として、中央自動車道西宮線や一般国道153号などを補完・代替する道路としての役割を担う路線。混雑の解消、円滑で安全な交通の確保、災害に強い上伊那地域の主要幹線街路として、機能的な都市活動及び土地の有効利用等を勘案し、新たに都市計画決定する。

今回決定案件(県決定)





## 伊那都市計画道路の決定概要

## 変更路線

(長野県決定)

○3・3・34号 伊駒アルプスロード線 【今回決定案件】

## 3・3・34号 伊駒アルプスロード線

伊那谷を縦貫する広域幹線街路として、中央自動車道西宮線や一般国道153号などを補完・代替する道路としての役割を担う路線。

混雑の解消、円滑で安全な交通の確保、災害に強い上伊那地域の主要幹線街路として、機能的な都市活動及び土地の有効利用等を勘案し、新たに都市計画決定する。

今回決定案件(県決定)

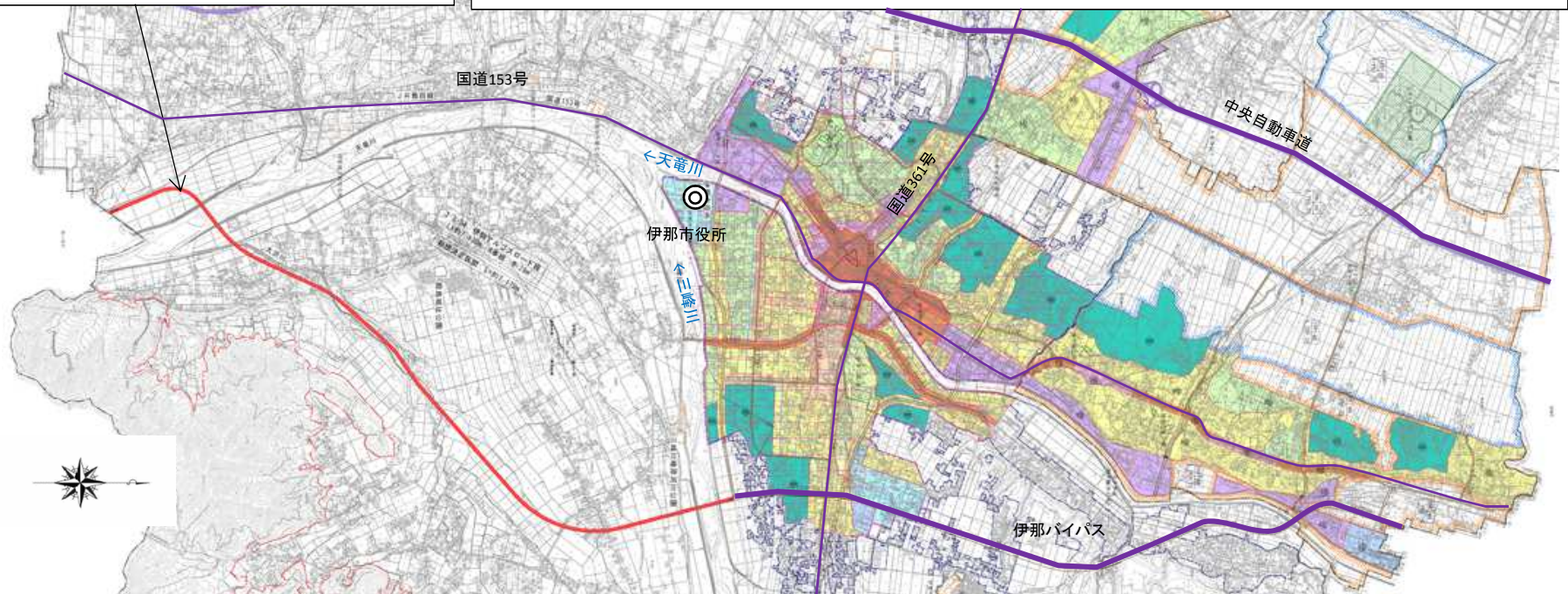
## 変更理由

伊那都市計画道路 3・3・34号伊駒アルプスロード線は、伊那谷を縦貫する広域幹線街路として、中央自動車道西宮線や一般国道153号などを補完・代替する道路としての役割を担うものです。

伊那市街地は、天竜川右岸を中心とした都市構造となっており、他都市と接続する主要な交通軸として名古屋・東京の二大都市を連絡する中央自動車道と並行して一般国道153号及び広域農道がありますが、このうち一般国道153号は慢性的に混雑しており、自然災害や事故等による障害発生時には緊急輸送機能が確保されていない状況にあります。

さらに、平成39年のリニア中央新幹線の開業にあわせて、リニアの整備効果を広く県内に波及させるため、当該区間の道路整備が求められています。

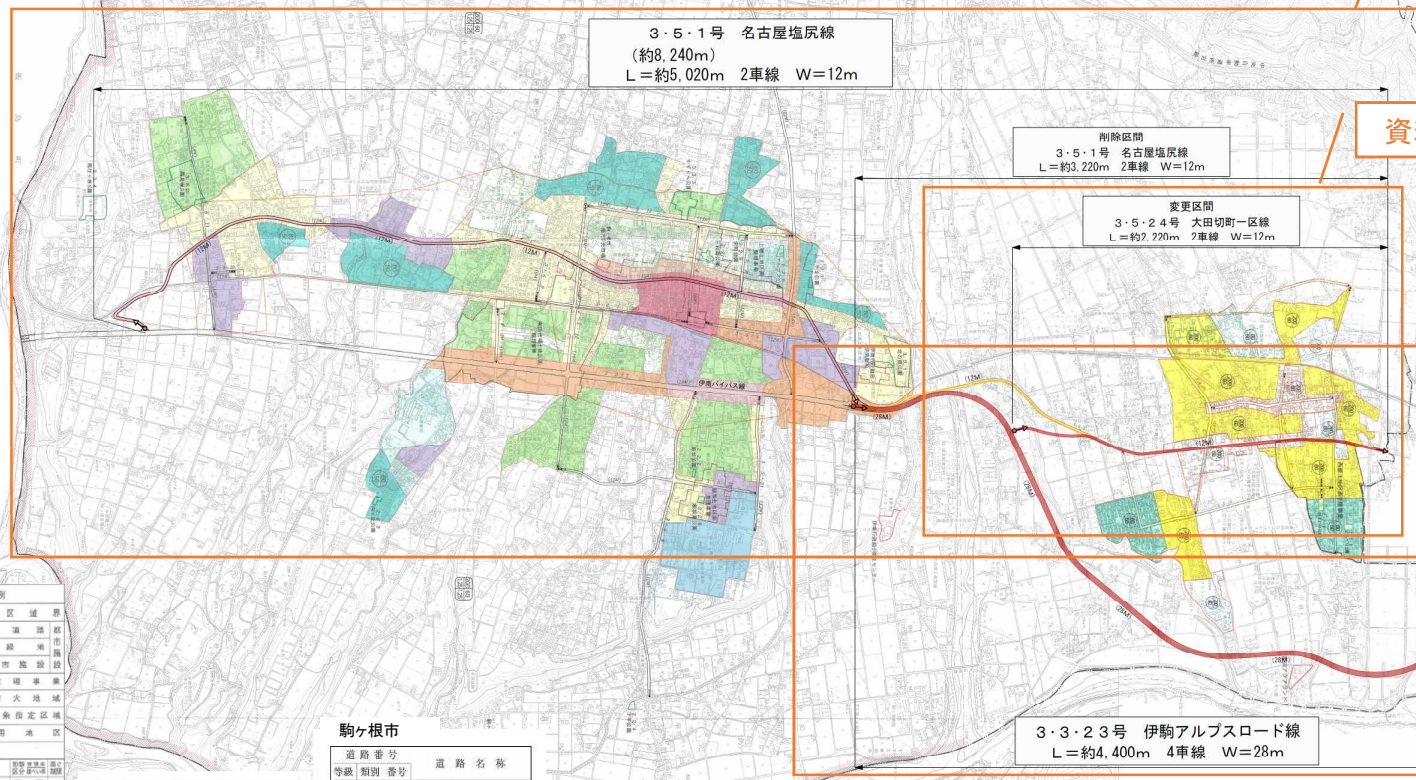
このため、本路線は混雑の解消、円滑で安全な交通の確保、災害に強い上伊那地域の広域幹線街路として、機能的な都市活動及び土地の有効利用等を勘案したなかで、起点を伊那市西春近(宮田村境)、終点を伊那市美篤(伊那バイパス起点)とする延長約7,170m、路線全体の有効幅員は28mで都市計画決定し、本都市計画区域の産業経済等の交流促進と機能的な都市活動の確保を図るものです。





駒ヶ根都市計画道路の変更 総括図 (長野県決定)

- 3・5・1号 名古屋塩尻線の変更
- 3・3・23号 伊駒アルプスロード線の決定
- 3・5・24号 大田切町一区線の決定



資料1-7

資料1-6

資料1-5

3・5・1号 名古屋塩尻線  
(約8,240m)  
L=約5,020m 2車線 W=12m

削除区間  
3・5・1号 名古屋塩尻線  
L=約3,220m 2車線 W=12m

変更区間  
3・5・24号 大田切町一区線  
L=約2,220m 2車線 W=12m

3・3・23号 伊駒アルプスロード線  
L=約4,400m 4車線 W=28m

宮田村

路線番号	道路名称	道路幅員	道路長
3・5・1	名古屋塩尻線	3.5	19.4
3・4・1	新田線	6.0	1.1
3・5・15	新田線	6.0	2.2
3・4・15	中津線	6.0	2.2
3・5・17	田中線	6.0	2.2
3・5・18	中津線	6.0	2.2

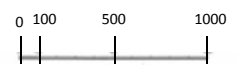
用途地域区分	色	用途	面積	割合
第一種低層住居専用地域	白	第一種低層住居専用地域	30.0	30.0%
第二種低層住居専用地域	黄	第二種低層住居専用地域	9.0	9.0%
第一種中高層住居専用地域	黄	第一種中高層住居専用地域	6.0	6.0%
第二種中高層住居専用地域	黄	第二種中高層住居専用地域	64.0	64.0%
第一種住居地域	黄	第一種住居地域	—	—
第二種住居地域	黄	第二種住居地域	—	—
近隣商業地域	黄	近隣商業地域	10.0	10.0%
商業地域	黄	商業地域	—	—
準工業地域	黄	準工業地域	10.0	10.0%
工業地域	黄	工業地域	13.0	13.0%
工業専用地域	黄	工業専用地域	—	—
合計			104.0	104.0%

決定区間	赤線
変更区間	オレンジ線
削除区間	黄線
起点・終点	矢印

都市計画区域境界	黒線
都市計画道路	赤線
公園・緑地	緑
その他の都市施設	黄
土地改良事業	黄
防火・準防火地域	黄
建築基準法第22条指定区域	黄
新築利用地区	黄

種別	番号	公園名
街区公園	2・2・1	三和義公園
	2・2・2	飯坂公園
	2・2・3	向ヶ丘公園
	2・2・4	下平公園
	2・2・5	栄町公園
	2・2・6	アルプス公園
	2・2・7	ふじやま公園
	2・2・8	飯坂東公園
近隣公園	3・3・1	北の原公園
	3・3・2	馬見塚公園
	3・3・3	すずらん公園
	3・3・4	馬住ヶ原公園
地区公園	4・4・1	南湖公園
	5・5・1	駒ヶ根公園
緑地	1	丸塚緑地

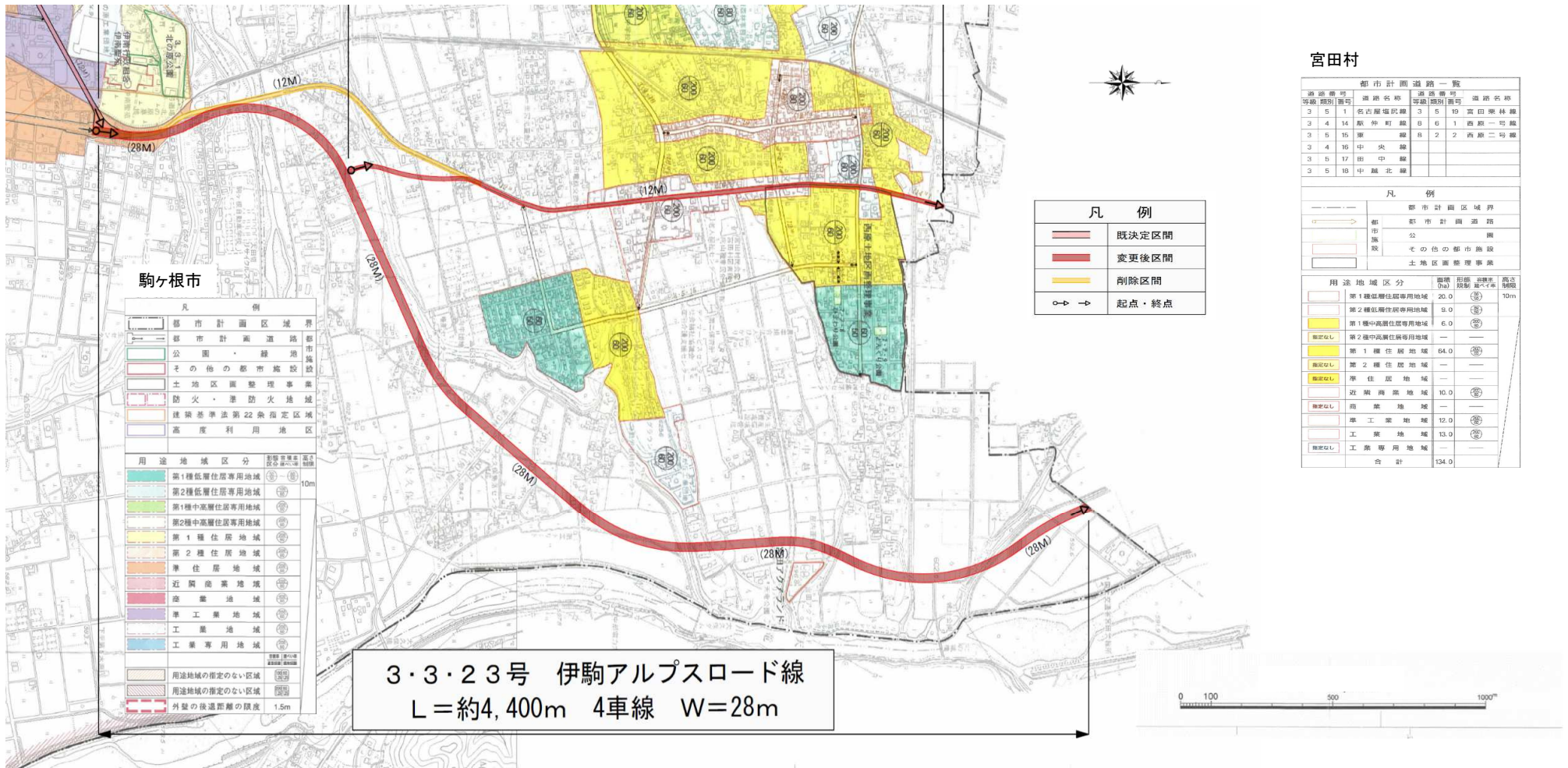
道路番号	道路名称
3・5・1	名古屋塩尻線
3・3・2	伊駒アルプス線
3・5・3	光前寺古田切線
3・5・4	駅前線
3・5・5	駅北線
3・5・6	辰見町栗沢赤池線
3・6・7	樺木町線
3・5・8	上郷町線
3・6・9	市場線
3・5・10	駒南線
3・6・11	吉瀬線
3・5・12	中割経塚線
3・5・13	上郷北割線
3・4・20	市場宮の北線
3・5・21	飯坂田沢線
3・5・22	経塚飯坂線





# 駒ヶ根都市計画道路の変更計画図(長野県決定) 3・3・23号 伊駒アルプスロード線

資料 1-5



**凡 例**

---	都市計画区域境界
---	都市計画道路
---	公園・緑地施設
---	その他の都市施設
---	土地区画整理事業
---	防火・準防火地域
---	建築基準法第22条指定区域
---	高度利用地区

用途地域区分	容積率	高さ制限
第1種低層住居専用地域	20.0	10m
第2種低層住居専用地域	9.0	—
第1種中高層住居専用地域	6.0	—
第2種中高層住居専用地域	—	—
第1種住居地域	64.0	—
第2種住居地域	—	—
準住居地域	—	—
近隣商業地域	10.0	—
商業地域	—	—
準工業地域	12.0	—
工業地域	13.0	—
工業専用地域	13.0	—
合計	134.0	—

用途地域の指定のない区域  
用途地域の指定のない区域  
外壁の後退距離の限度 1.5m

**凡 例**

---	既決定区間
---	変更後区間
---	削除区間
○	起点・終点

**宮田村**

都市計画道路一覧			
道路番号	道路名称	道路番号	道路名称
3 5 1	名古屋電鉄線	3 6 19	宮田東林線
3 4 14	新井町線	8 6 1	西原一町線
3 5 15	栗	8 2 2	西原二町線
3 4 16	中央		
3 5 17	田中		
3 5 18	中島北		

**凡 例**

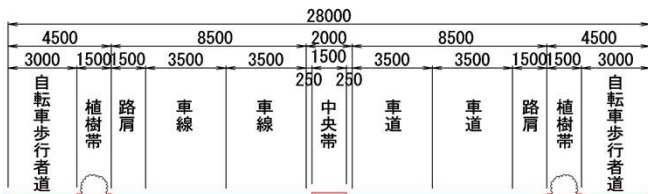
---	都市計画区域境界
---	都市計画道路
---	公園
---	その他の都市施設
---	土地区画整理事業

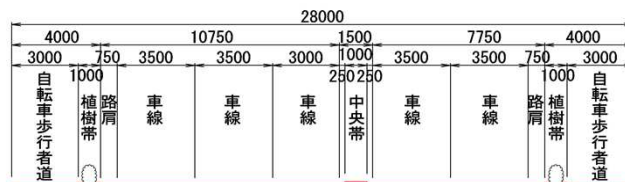
用途地域区分	容積率	高さ制限
第1種低層住居専用地域	20.0	10m
第2種低層住居専用地域	9.0	—
第1種中高層住居専用地域	6.0	—
第2種中高層住居専用地域	—	—
第1種住居地域	64.0	—
第2種住居地域	—	—
準住居地域	—	—
近隣商業地域	10.0	—
商業地域	—	—
準工業地域	12.0	—
工業地域	13.0	—
工業専用地域	13.0	—
合計	134.0	—

3・3・23号 伊駒アルプスロード線  
L=約4,400m 4車線 W=28m

道路幅員構成  
一般部



交差点部



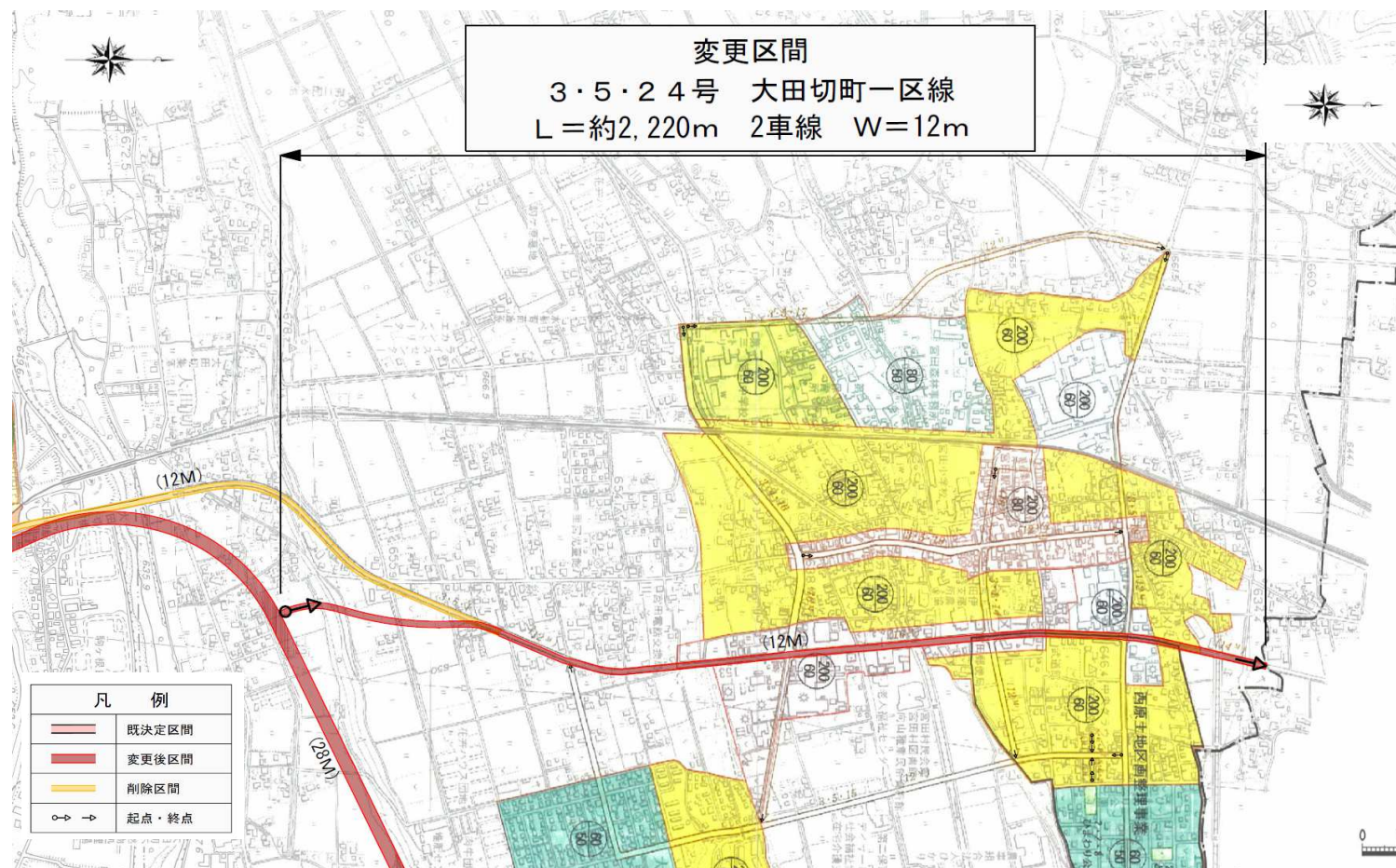
橋梁部(50m以上)





# 駒ヶ根都市計画道路の変更計画図(長野県決定) 3・5・24号 大田切町一区線

資料 1-6

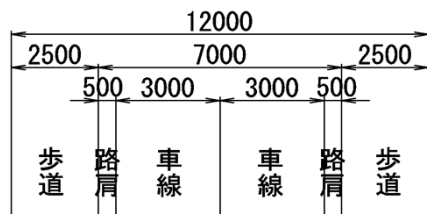


道路番号	道路名称	道路番号	道路名称
3 5 1	名古屋塩尻線	3 5 19	宮田栗林線
3 4 14	駅仲町線	3 5 1	西原一号线
3 5 15	東線	8 2 2	西原二号线
3 4 16	中央線		
3 5 17	田中線		
3 5 18	中越北線		

---	都市計画区域界
→	都市計画道路
○	公園
□	その他の都市施設
■	土地区画整理事業

用途地域区分	面積 (ha)	形態規制	容積率	高さ制限
第1種低層住居専用地域	20.0	①	—	10m
第2種低層住居専用地域	9.0	②	—	—
第1種中高層住居専用地域	6.0	③	—	—
第2種中高層住居専用地域	—	—	—	—
第1種住居地域	64.0	④	—	—
第2種住居地域	—	—	—	—
準住居地域	—	—	—	—
近隣商業地域	10.0	⑤	—	—
商業地域	—	—	—	—
準工業地域	12.0	⑥	—	—
工業地域	13.0	⑦	—	—
工業専用地域	—	—	—	—
合計	134.0	—	—	—

道路幅員構成

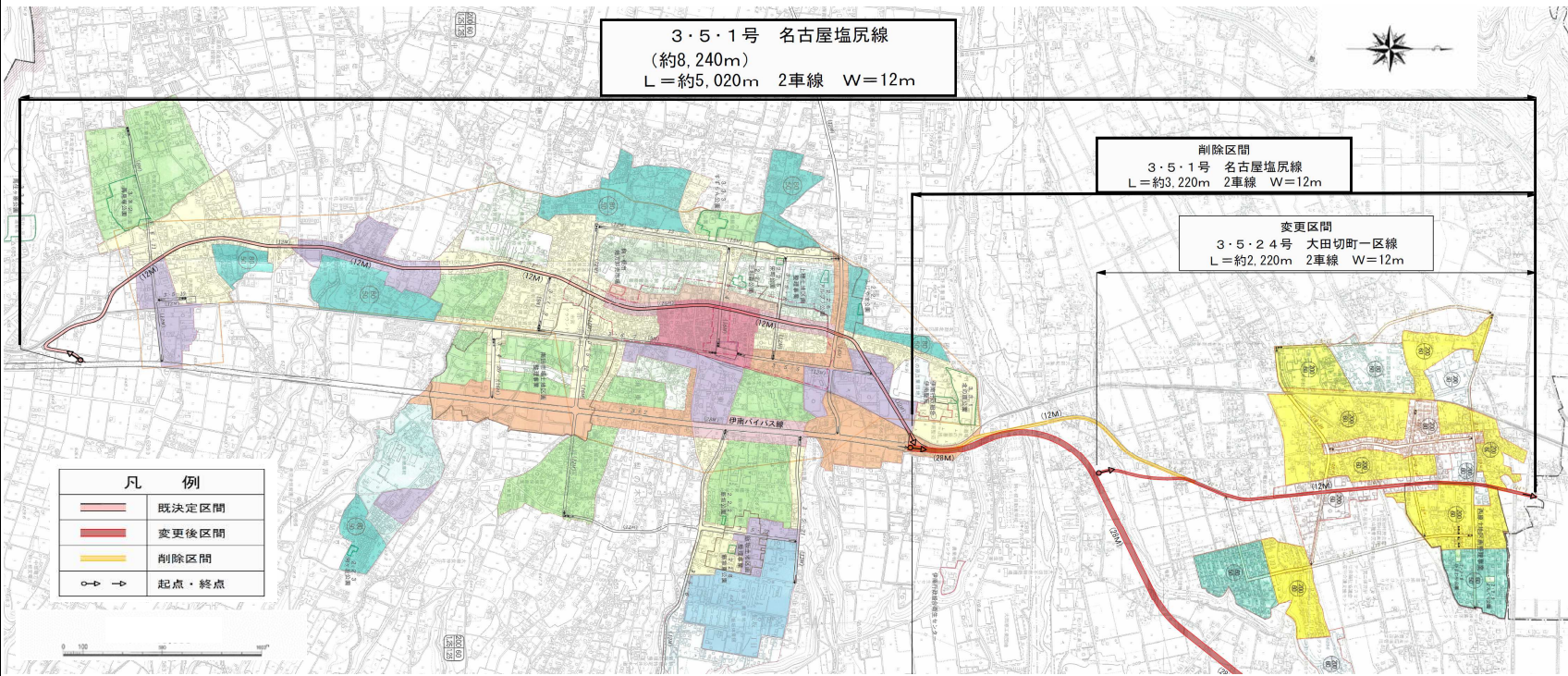


## 駒ヶ根都市計画道路の変更 3・5・24号 大田切町一区線の決定について 決定理由

駒ヶ根都市計画道路3・3・23号伊駒アルプスロード線の追加に伴い、3・5・1号名古屋塩尻線の一部区間および3・3・23号伊駒アルプスロード線へのアクセス道路を3・5・24号大田切町一区線として新たに都市計画決定するものです。



# 駒ヶ根都市計画道路の変更計画図(長野県決定) 3・5・1号 名古屋塩尻線



駒ヶ根市

凡 例	
---	都市計画区域境界
---	都市計画道路
---	公園・緑地施設
---	その他の都市施設
---	土地区画整理事業
---	防火・準防火地域
---	建築基準法第22条指定区域
---	高度利用地区

用途地域区分	色	高さ制限
第1種低層住居専用地域	緑	10m
第2種低層住居専用地域	黄緑	10m
第1種中高層住居専用地域	黄	10m
第2種中高層住居専用地域	黄緑	10m
第1種住居地域	黄	10m
第2種住居地域	黄緑	10m
準住居地域	黄	10m
近隣商業地域	黄	10m
商業地域	黄	10m
準工業地域	黄	10m
工業地域	黄	10m
工業専用地域	黄	10m
用途地域の指定のない区域	白	10m
用途地域の指定のない区域	白	10m
外壁の後退距離の限度	1.5m	

宮田村

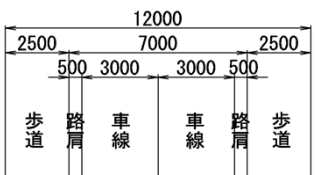
道路番号	道路名称	道路番号	道路名称
3 4 11	名古屋塩尻線	3 5 19	宮田中央線
3 4 14	駒ヶ根線	3 5 16	中央線
3 5 15	線	3 5 17	田中線
3 4 16	中央線	3 5 18	中野北線

凡 例	
---	都市計画区域境界
---	都市計画道路
---	公園
---	施設
---	その他の都市施設
---	土地区画整理事業

用途地域区分	色	高さ制限
第1種低層住居専用地域	緑	10m
第2種低層住居専用地域	黄緑	10m
第1種中高層住居専用地域	黄	10m
第2種中高層住居専用地域	黄緑	10m
第1種住居地域	黄	10m
第2種住居地域	黄緑	10m
準住居地域	黄	10m
近隣商業地域	黄	10m
商業地域	黄	10m
準工業地域	黄	10m
工業地域	黄	10m
工業専用地域	黄	10m
合計		134.0

凡 例	
---	既決定区間
---	変更後区間
---	削除区間
○→	起点・終点

道路幅員構成

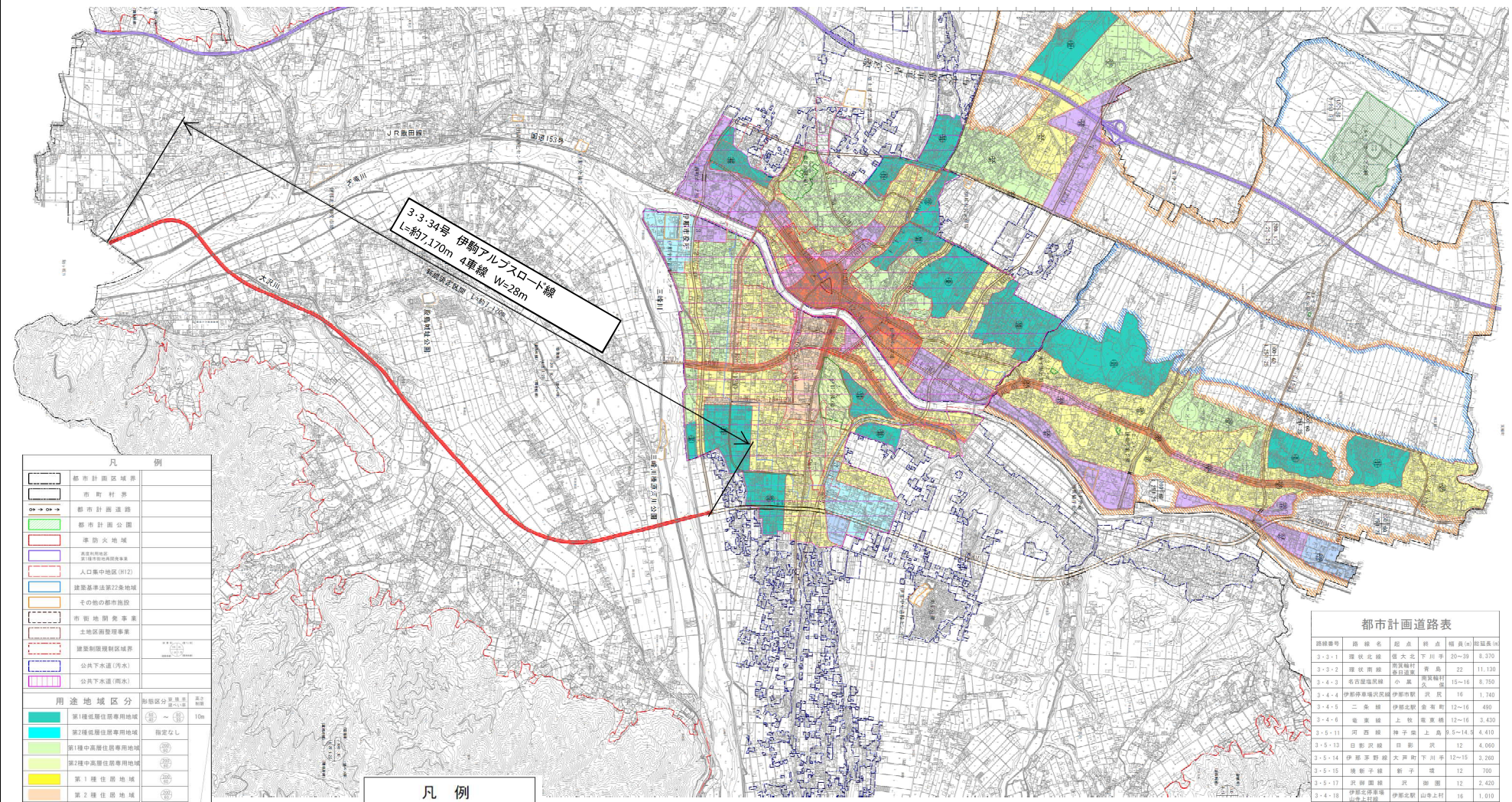


## 駒ヶ根都市計画道路の変更 3・5・1号 名古屋塩尻線の変更について 変更理由

駒ヶ根都市計画道路3・3・23号伊駒アルプスロード線の追加に伴い、既決定の都市計画道路との円滑な交通処理を図るため、3・5・1号名古屋塩尻線について駒ヶ根市区間では、終点を駒ヶ根市赤穂(伊駒アルプスロード起点)に変更するものです。



伊那都市計画道路の変更 総括図  
 (長野県決定)  
 3-3-34号 伊駒アルプスロード線の決定



凡 例

	都市計画区域境界
	市町村界
	都市計画道路
	都市計画公園
	消防火地域
	高度利用地区 高度利用地区指定区域
	人口集中地区(第2)
	建築基準法第22条地域
	その他の都市施設
	市街地開発事業
	土地開発整理事業
	建築制限規制区域境界
	公共下水道(汚水)
	公共下水道(雨水)

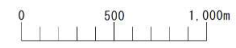
用途地区区分		影絵区分	表示
	第1種低層住居専用地域	◎	10m
	第2種低層住居専用地域	◎	指定なし
	第1種中高層住居専用地域	◎	
	第2種中高層住居専用地域	◎	
	第1種住居地域	◎	
	第2種住居地域	◎	
	準住居地域	◎	
	近隣商業地域	◎	
	商業地域	◎	
	準工業地域	◎	
	工業地域	◎	
	工業専用地域	◎	

凡 例

	変更後区間
	削除区間
	起点・終点(変更)

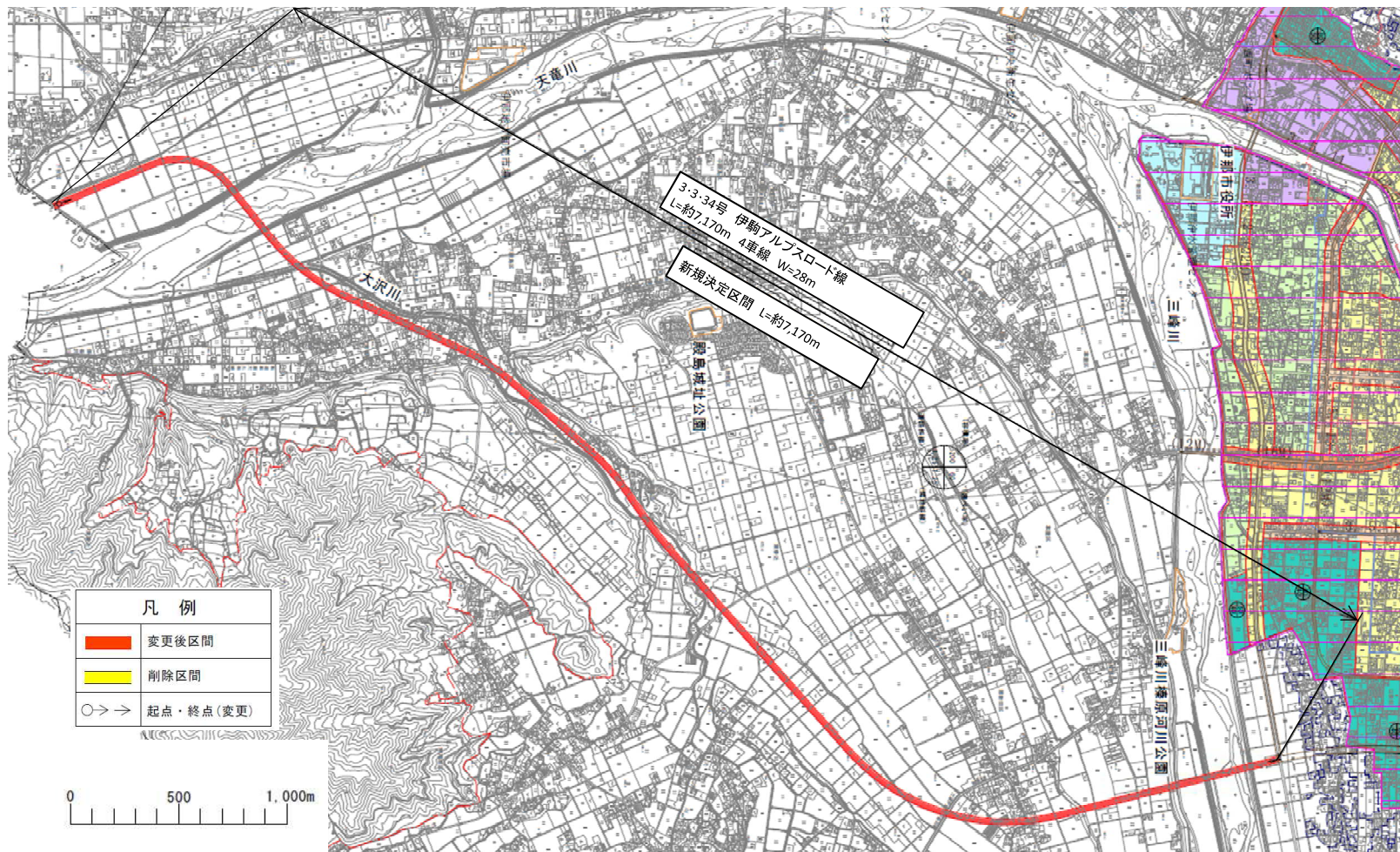
都市計画道路表

路線番号	路線名	起点	終点	延長(m)	延長高(m)
3-3-1	庫後北線	橋大北	下川平	20-29	3,270
3-3-2	庫後南線	御高幡村	青島	22	11,130
3-4-3	右古原地蔵線	小島	久保	15-18	4,790
3-4-4	伊駒停車場北線	伊駒市街	沢尻	16	1,740
3-4-5	二条線	伊駒北野	金室町	12-16	690
3-4-6	竜巻線	上牧	竜巻橋	12-16	3,420
3-5-11	河原線	神子島	上島	9.5-14.5	4,410
3-5-13	日影沢線	日影	沢尻	12	4,090
3-5-14	伊駒茅野線	大沢町	下川平	12-15	3,260
3-5-15	穂積子線	穂積子	穂	12	700
3-5-17	沢田園線	沢田園	穂	12	2,420
3-4-18	伊駒北野南線	山崎北野	山崎上村	16	1,010
3-6-26	中央線	通り町	日影	11	1,640
3-6-28	吉野上野田線	中央	中央	11	330
3-3-32	伊駒バイパス線	青島	高尾橋村	24.5-28	6,430
3-4-33	室町春日公園線	室町	春日公園	16	1,010
3-5-29	伊駒高速線			12	850
3-5-30	高速長尾線			12	90
3-5-31	高速河南線			12	900
計	19路線				





# 伊那都市計画道路の決定計画図(長野県決定) 3・3・34号 伊駒アルプスロード線



路線番号	路線名	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
3-3-1	諏訪北線	信太	下川字	20-29	8,370
3-3-2	諏訪南線	南沢	青島	22	11,130
3-3-3	名古屋線	小坂	伊那	15-18	8,750
3-3-4	伊那停車場線	伊那駅前	伊那	16	1,740
3-4-5	三交線	伊那北野	金有町	12-18	490
3-4-6	鬼堂線	上野	鬼堂	12-18	3,430
3-5-11	河内線	神子	上高	9-14.5	4,410
3-5-13	日影沢線	日影	沢	12	4,660
3-5-14	伊那芝野線	大井町	下川字	12-15	3,260
3-5-15	埴新子線	新子	埴	12	700
3-5-17	沢原線	沢原	田	12	2,420
3-4-18	伊那北線	伊那北野	山手	16	1,910
3-6-26	中央線	通子	日影	11	1,540
3-6-28	吉野上野田線	甲斐	中央	11	330
3-3-32	伊那バイパス線	青島	伊那	5-28	6,430
3-4-33	聖徳寺公園線	聖徳寺	公園	16	1,910
3-5-29	伊那高線			12	850
3-5-30	高遠高線			12	90
3-5-31	高遠河内線			12	900
計	19	路線			

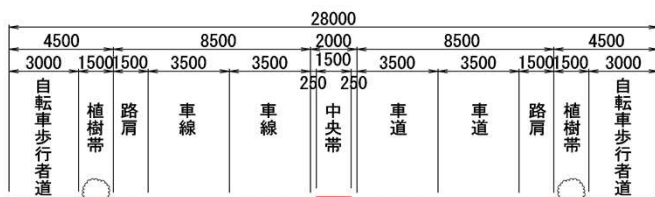
[Red outline]	都市計画区域界
[Black outline]	市町村界
[Dashed line]	都市計画道路
[Green outline]	都市計画公園
[Red outline]	準防火地域
[Blue outline]	農業利用地
[Purple outline]	農業利用地(農産物)
[Yellow outline]	人口集中地区(市)
[Blue outline]	建築基準法第22条地域
[Orange outline]	その他の都市施設
[Dashed line]	市街地開発事業
[Dashed line]	土地区画整理事業
[Dashed line]	建築制限区域境界
[Blue outline]	公共下水道(汚水)
[Blue outline]	公共下水道(雨水)

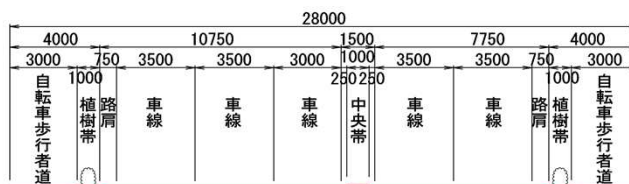
[Green]	第1種低層住居専用地域	10m
[Light Green]	第2種低層住居専用地域	指定なし
[Yellow-Green]	第1種中高層住居専用地域	
[Yellow]	第2種中高層住居専用地域	
[Light Yellow]	第1種住居地域	
[Orange]	第2種住居地域	
[Pink]	単独住居地域	
[Light Orange]	近隣商業地域	
[Orange]	商業地域	
[Purple]	準工業地域	
[Light Blue]	工業地域	
[Dark Blue]	工業専用地域	

## 道路幅員構成

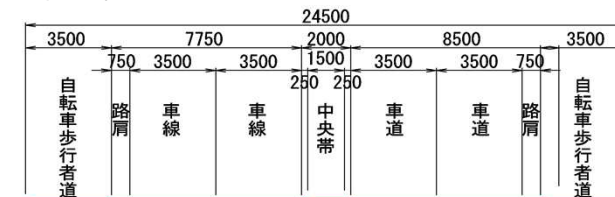
### 一般部



### 交差点部



### 橋梁部(50m以上)

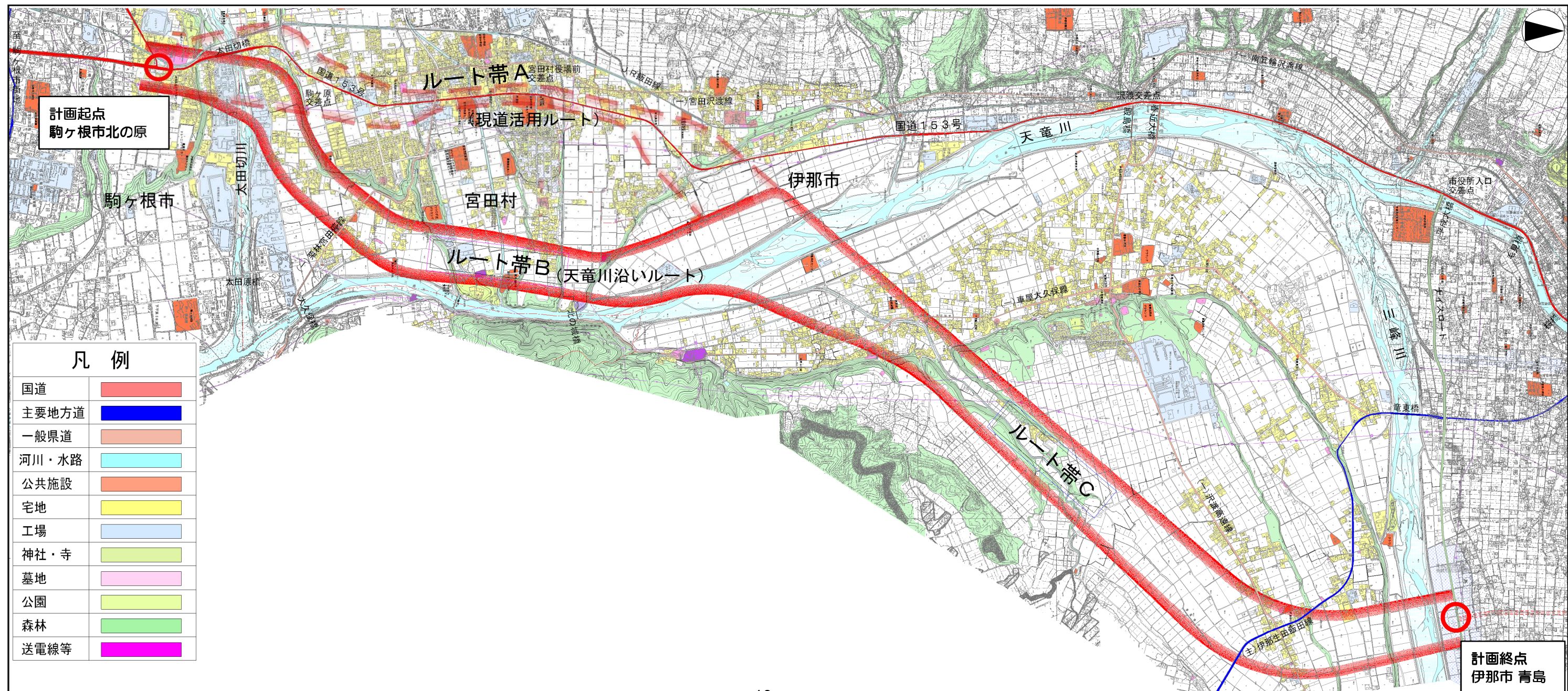




国道153号 伊駒アルプスロード ルート帯の決定

- (項目別評価)
- 交通（安全） 現道の渋滞解消、交通ネットワークの形成、道路の安全性確保の全ての面で「ルート帯B+C」が優れます。
  - 環境 大気質、騒音などの生活環境への影響は「ルート帯B（天竜川沿いルート）+ルート帯C」、動物、植物への影響は「ルート帯A（現道活用ルート）+ルート帯C」が、それぞれ優れますが、全体としては同程度と評価します。
  - 地域への影響 農地への影響は「ルート帯A+C」、施工時への影響等は「ルート帯B+C」がそれぞれ優れますが、全体として同程度と評価します。
  - 事業性（費用） 事業費、整備期間ともに「ルート帯B+C」が優れます。

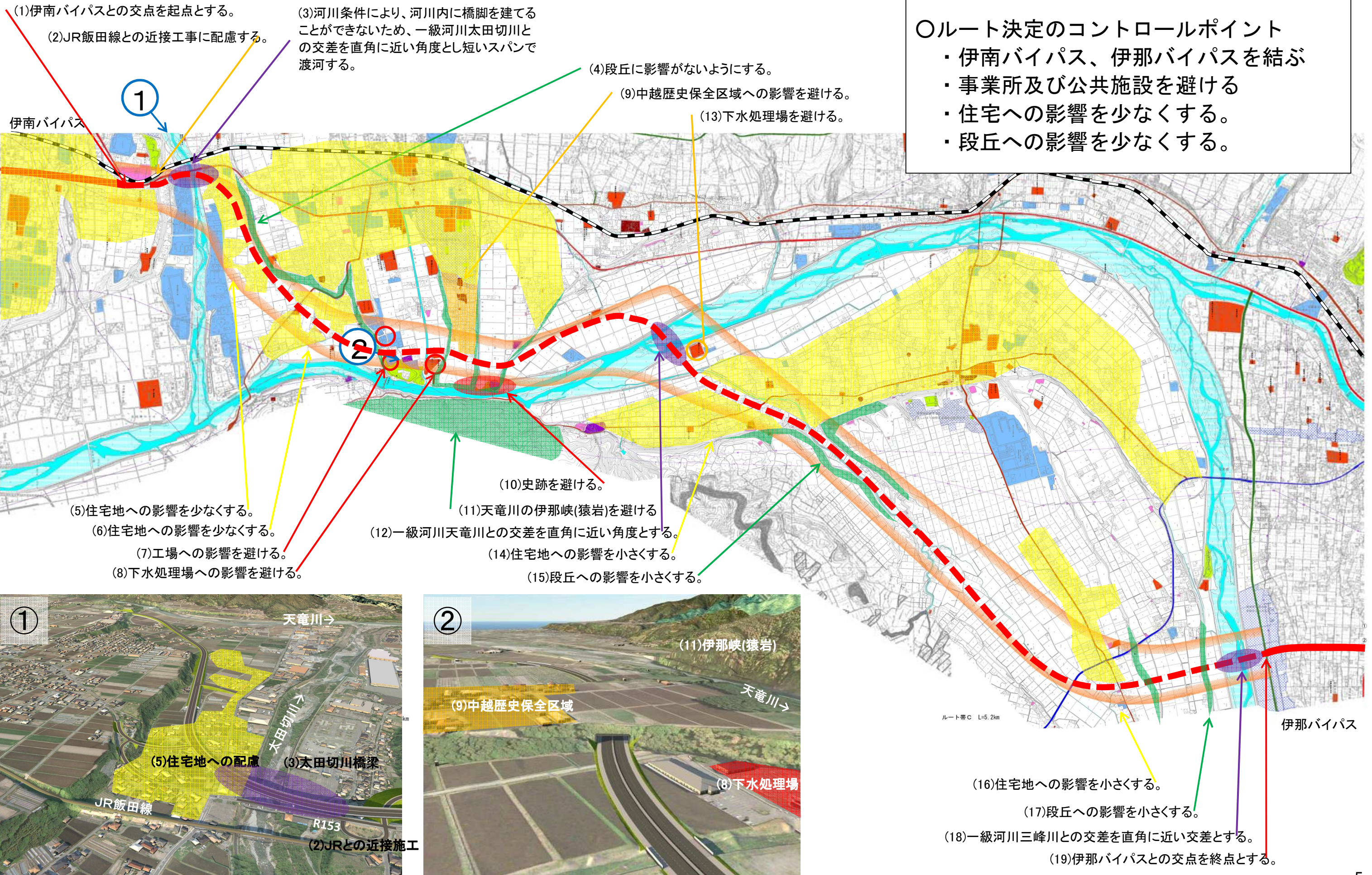
上記の観点から総合的に判断し、伊駒アルプスロードのルート帯を「ルート帯B（天竜川沿いルート）+ルート帯C」に決定しました。





# 伊駒アルプスロード ルート決定のポイント

資料1-11





# 伊駒アルプスロード (地形特性)

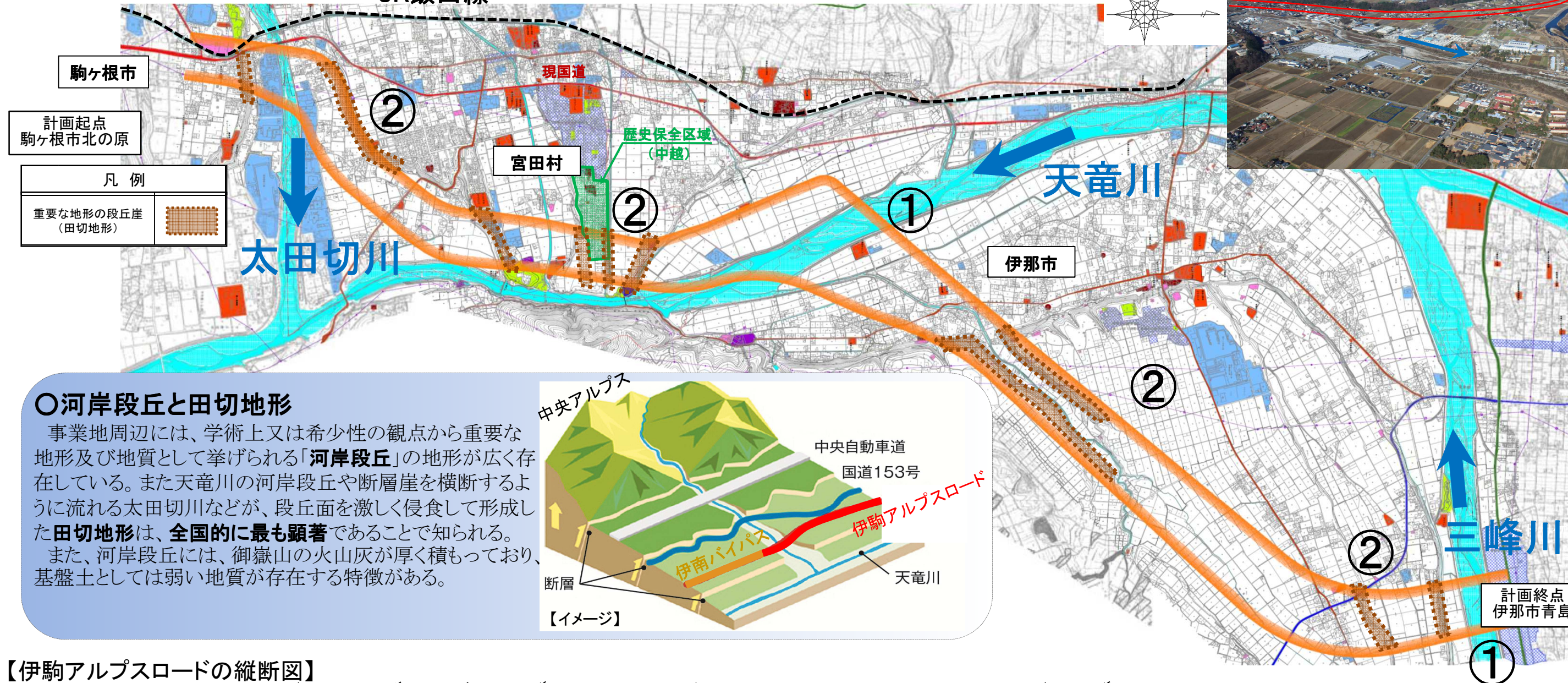
資料1-12

① 急流の大河川  
(天竜川、三峰川)

② 田切地形

【伊駒アルプスロードのルート帯】

JR飯田線



太田切川付近の計画

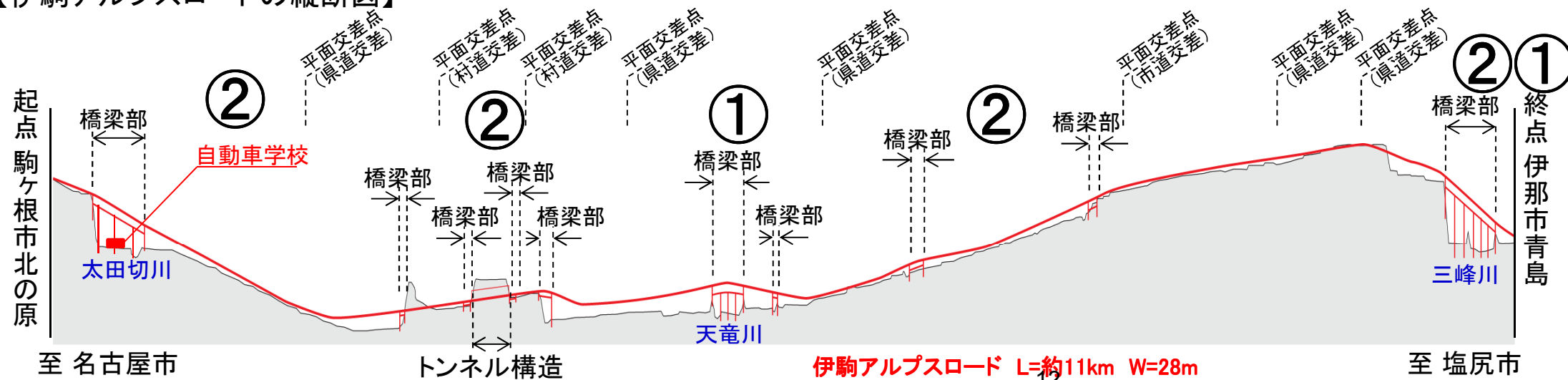
## ○河岸段丘と田切地形

事業地周辺には、学術上又は希少性の観点から重要な地形及び地質として挙げられる「河岸段丘」の地形が広く存在している。また天竜川の河岸段丘や断層崖を横断するように流れる太田切川などが、段丘面を激しく侵食して形成した田切地形は、全国的に最も顕著であることで知られる。また、河岸段丘には、御嶽山の火山灰が厚く積もっており、基盤土としては弱い地質が存在する特徴がある。



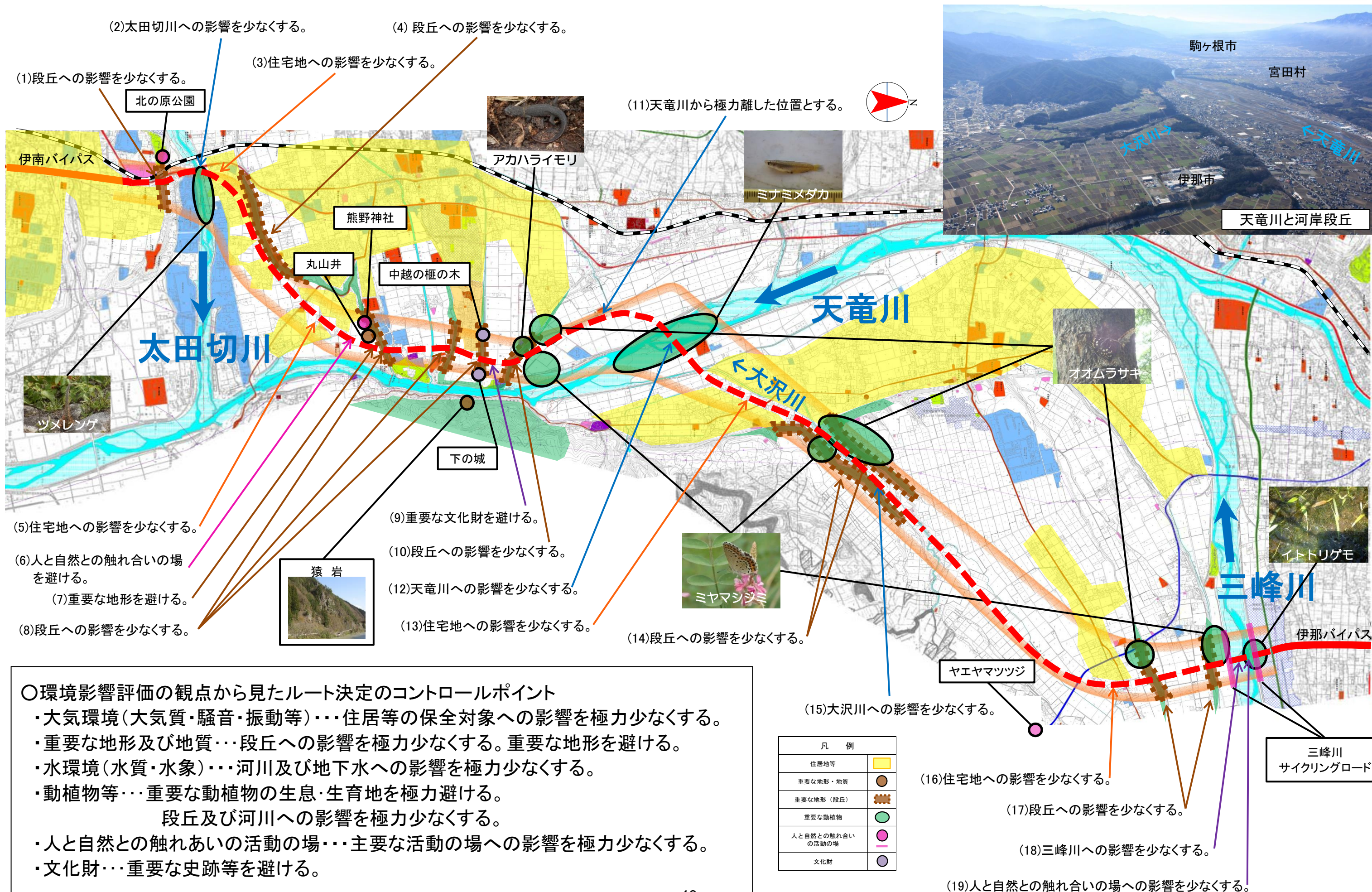
【イメージ】

【伊駒アルプスロードの縦断図】



伊那市大沢川付近の計画





- 環境影響評価の観点から見たルート決定のコントロールポイント
- ・大気環境(大気質・騒音・振動等)・・・住居等の保全対象への影響を極力少なくする。
  - ・重要な地形及び地質・・・段丘への影響を極力少なくする。重要な地形を避ける。
  - ・水環境(水質・水象)・・・河川及び地下水への影響を極力少なくする。
  - ・動植物等・・・重要な動植物の生息・生育地を極力避ける。  
 段丘及び河川への影響を極力少なくする。
  - ・人と自然との触れあいの活動の場・・・主要な活動の場への影響を極力少なくする。
  - ・文化財・・・重要な史跡等を避ける。

凡 例	
住居地等	■
重要な地形・地質	●
重要な地形(段丘)	■
重要な動植物	●
人と自然との触れ合いの活動の場	●
文化財	●



●事業の名称、都市計画決定権者及び事業者の名称（第1章、第2章）

項目	内容
事業の名称	(仮称)都市計画道路 伊駒アルプスロード
都市計画決定権者及び事業者の名称	長野県（代表者の氏名：長野県知事 阿部 守一）

●事業目的及び内容（第3章）

項目	主な内容			
事業の目的	当該事業は、①混雑の解消、②円滑で安全な交通の確保、③災害に強い道路網の構築を目的として実施するものである。			
事業の規模	通過自治体	長野県（駒ヶ根市、宮田村、伊那市）	道路延長	約11km
	車線数	4車線	道路区分	第3種第2級
	設計速度	60 km/h	道路構造	平面、盛土、切土、橋梁、高架
計画交通量	20,000台/日～23,600台/日（平成42年）			
構造の種類	高上式	掘割式	地下式	地表式
延長	約6.6 km	-	-	約5.0 km
工事区分	橋梁、高架、土工	-	-	土工

●事業実施区域及びその周囲の概況（第4章）

自然的状況で把握した項目	社会的状況で把握した項目
大気環境	人口及び産業
水環境	土地利用
土壌及び地盤	河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用
地形及び地質	交通
動植物の生息又は生育、植生及び生態系	学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置
景観及び人と自然との触れ合いの活動	下水道の整備
-	法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他
-	その他の事項

●計画段階環境配慮書の結果（第5章）

計画段階環境配慮書では、大気質、騒音、超低周波音、振動、動物、植物、生態系及び重要な史跡について評価をした。

内容は方法書で示したものと同一

●計画段階環境配慮書に対する意見及び都市計画決定権者の見解の概要（第6章～第8章）

計画段階環境配慮書の手続では、国交大臣意見、住民意見、知事意見及び市村意見に対し見解を示した。

内容は方法書で示したものと同一

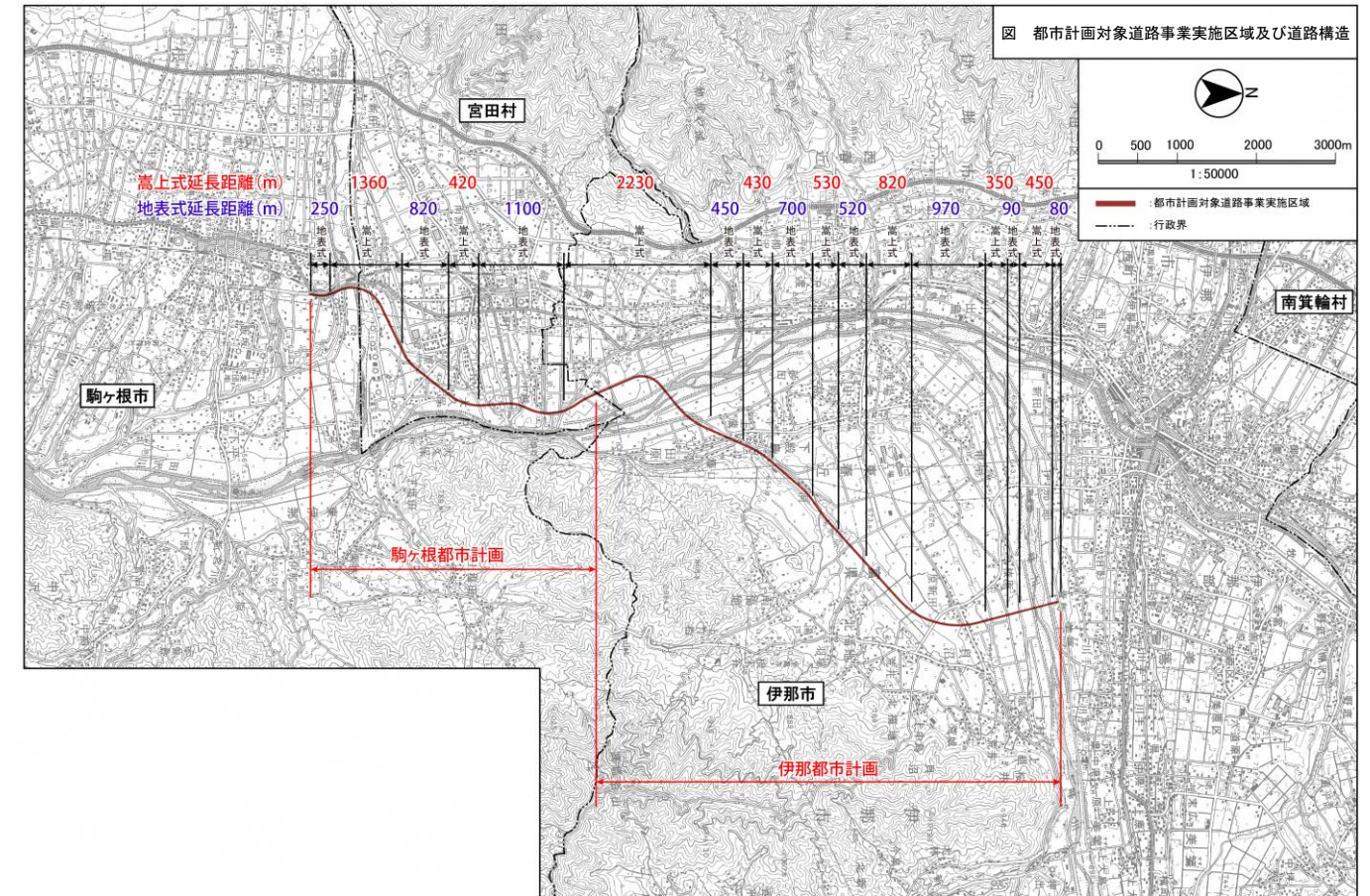
●方法書に対する住民等の意見及び都市計画決定権者の見解の概要（第9章）

主な事業者の見解
沿道事業所影響は、事業実施段階で対応を検討する。また、風評被害に対する対策・支援については、必要に応じて対応する。
沿道事業所影響は、工事の実施に伴う粉じん等で影響を検討し、事業実施段階で適切に対応する。
動物、植物、生態系調査にあたっては、当該地域に精通した有識者等への聞き取り調査を実施した。
動物調査にあたっては、資料や調査記録についても参考とし、情報収集に努めた。
動物調査にあたっては、確認適期を逃さないように留意した。また、生息域にはトラップやカメラを設置して調査を行った。
動物調査にあたっては、方法書段階での意見を踏まえて適切に調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行った。

●方法書に対する県知事の意見及び都市計画決定権者の見解の概要（第10章）

主な事業者の見解
段丘崖への影響について、地形・地質、動物、植物、生態系及び景観で調査予測評価した。
適切な調査、予測及び評価となるよう、具体的な計画を技術委員会に報告し、助言を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を実施した。
作成にあたっては、予測条件や予測式などの予測評価の根拠を示し、最新の科学的知見を用いて行った。
作成にあたっては、専門用語に係る注釈や定義の明確化、コンターを用いた表現の活用等により、分かりやすい図書となるよう努めた。
作成にあたっては、地域の幹線道路の状況、救急車両の交通網の変化及び道路の整備効果について記載した。
大気等の調査にあたっては、調査、予測及び評価にあたっては、住居等の位置を考慮した上で選定し、調査、予測及び評価を実施した。
大気等の影響に配慮して、迂回車両が発生することがないように、事業実施にあたっては、既存道路の通行の確保に努める。
水象（地下水）の調査は、掘削規模から判断し、十分な観測点を設けて実施した。
水象の調査にあたっては、主要な水路の状況について把握し、農業用水の改変は行わないが、農業用水内に生息する動植物生態系に関しては、予測及び評価を行った。
動物のうちトンボ類・エノキ類・両生類は、生態系の典型種に選定し、調査、予測及び評価対象とした。
動物のうち昆虫は、専門家の意見を聞いて適切な時期に調査を行った。
動物のうち段丘崖の斜面林のほか、丸石河原の河川敷等、希少種が多く生育する場所や希少なチョウ類の食草の生育場所は、重点的に調査した。
動物のうちチョウ類のミヤマシジミやクロツバメシジミは、生態系の特殊種に選定し、調査、予測及び評価対象とした。
生態系の調査の手法について、技術手法記載の確立された手法に基づいて実施した。
人触れの調査、予測及び評価として三峰川榛原公園を追加して行った。また、工事施工ヤードの設置に伴う人と自然との触れ合いの活動の場を追加して、調査、予測及び評価を行った。
文化財の古墳群について、分布状況を把握した。試掘等は法令に基づき行う。

●都市計画対象道路事業実施区域及び道路構造





●項目（手法）の選定、調査予測評価結果（第11章、第12章）

要素	項目(手法)選定		影響要因の区分	調査結果	予測手法	予測結果	保全措置	調査手法の設定根拠	
	工事の実施	存在・供用							
大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	○	自動車の走行	環境基準値を達成した。	定量	■影響なし 全ての予測地点で環境基準値を下回っており、基準等との整合は図られると評価。	■環境基準値を下回ったため、保全措置はなし。	国交省令及び技術手法を参考に選定
			●	建設機械の稼働		定量	■影響あり 駒ヶ根市赤穂（大田切）、宮田村大田切、宮田村中越において二酸化窒素の建設機械寄与濃度の参考値を超過。	■大気質の環境負荷を低減するために環境保全措置を実施。 ・排出ガス対策型建設機械の採用 ・作業方法への配慮	技術手法を参考に選定
				資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		定量	■影響あり 維持されることが望ましい水準が満たされるものと考えられるが、影響が生じることも考えられるため、環境保全措置を実施。	■大気質の環境負荷を低減するために環境保全措置を実施。 ・工事用車両の分散	技術手法を参考に選定
	粉じん等	○	建設機械の稼働	(調査無し)	定量	■影響あり 維持されることが望ましい水準が満たされるものと考えられるが、影響が生じることも考えられるため、環境保全措置を実施。	■大気質の環境負荷を低減するために環境保全措置を実施。 ・作業方法への配慮 ・散水	国交省令及び技術手法を参考に選定	
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		定量	■影響あり 宮田村 5284-3 地点において参考値を超過。	■大気質の環境負荷を低減するために環境保全措置を実施。 ・工事用車両の洗車 ・工事の分散	国交省令及び技術手法を参考に選定	
	騒音	騒音	○	自動車の走行	・環境騒音は、1 地点(夜間)で環境基準値(目標値)を1dB 超過した。 ・道路交通騒音は、1 地点(昼間)で環境基準値(目標値)を3dB 超過した。	定量	■影響あり 伊那市原新田において環境基準値を超過。	■騒音の環境負荷を低減するために環境保全措置を実施。 ・遮音壁の設置	国交省令及び技術手法を参考に選定
建設機械の稼働				定量		■影響あり 駒ヶ根市赤穂（大田切）において環境基準値を超過。	■騒音の環境負荷を低減するために環境保全措置を実施。 ・低騒音型建設機械の採用 ・遮音壁などの遮音対策	国交省令及び技術手法を参考に選定	
資材及び機械の運搬に用いる車両の運行				定量		■影響あり 維持されることが望ましい水準が満たされるものと考えられるが、影響が生じることも考えられるため、環境保全措置を実施。	■騒音の環境負荷を低減するために環境保全措置を実施。 ・工事の分散	国交省令及び技術手法を参考に選定	
振動	振動	○	自動車の走行	環境基準値を達成した。	定量	■影響なし 全ての予測地点で環境基準値を下回っており、基準等との整合は図られると評価。	■環境基準値を下回ったため、保全措置はなし。	国交省令及び技術手法を参考に選定	
			建設機械の稼働		定量	■影響あり 規制基準を下回るが、影響が生じることも考えられるため、環境保全措置を実施。	■振動の環境負荷を低減するために環境保全措置を実施。 ・作業方法の改善 ・低振動型建設機械の稼働	国交省令及び技術手法を参考に選定	
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行		定量	■影響あり 規制基準を下回るが、影響が生じることも考えられるため、環境保全措置を実施。	■振動の環境負荷を低減するために環境保全措置を実施。 ・工事用車両の分散	国交省令及び技術手法を参考に選定	
低周波音	低周波音	●	自動車の走行	・住居等は概ね調査範囲全体に立地している。 ・1 階建てと2 階建てが占めているが、一部3 階建てが存在する。 ・高架構造物からの距離は、最も近い住宅で10m 以内に位置している。	定量	■影響なし 予測地点で参考となる指標を下回っており、基準等との整合は図られると評価。	■環境基準値を下回ったため、保全措置はなし。	技術手法を参考に選定	
水環境	水質	水の濁り	●	切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置	・水質の状況は、3 河川において環境基準を超過した。 ・水象の状況（流量）は、全河川において、各月の増減は見られるものの、1 年間を通してほぼ横ばい傾向であった。 ・土質の状況は、1 河川で巨礫、玉石及び砂利、3 河川で玉石及び砂利、1 河川で砂、1 河川で巨礫及び玉石、1 河川で砂利であった。	定性	■影響あり 切土工等又は既存の工作物の除去、工事施工ヤードの設置及び工事用道路の設置に係る一般的な工事では、濁水が発生すると予測される。	■水の濁りの影響を低減するために環境保全措置を実施。 ・仮締切工の実施 ・水路等の切り回しの実施	技術手法を参考に選定
				水底の掘削	・水質の状況は、3 河川において環境基準を超過した。 ・水象の状況（流速）は、6 河川で各月の増減は見られるものの、1 年間を通してほぼ横ばい傾向あるいはほぼ同様の値(1 回の測定のみ)であった。1 河川で高い値を示した。 ・水底の土砂の状況は、最も組成比率が高いものは、5 河川でコブル、1 河川で細砂分、1 河川で中礫分であった。	定性	■影響あり 水底の掘削に係る一般的な工事では、濁水が発生すると予測される。	■水の濁りの影響を低減するために環境保全措置を実施。 ・仮締切工の実施 ・水路等の切り回しの実施	技術手法を参考に選定
		水の汚れ	●	水底の掘削	・水象の状況（流量）は、全河川において、各月の増減は見られるものの、1 年間を通してほぼ横ばい傾向であった。 ・水質の状況は、3 河川において水素イオン濃度が環境基準を超過した。	定性	■影響あり 水底の掘削に係る一般的な工事では、アルカリ排水による水の汚れが発生すると予測される。	■水の汚れの影響を低減するために環境保全措置を実施。 ・仮締切工の実施 ・水路等の切り回しの実施	長野県環境影響評価技術指針及び県マニュアルを参考に選定

凡例：表中の○印は国交省令における参考項目。●印は参考項目以外の項目。空欄は非選定の項目。

注) 予測手法、予測結果及び保全措置の欄については、平成29年10月末現在のものであり、今後の意見照会や関係機関協議等により変更となる可能性があります。

要素	項目(手法)選定		影響要因の区分	調査結果	予測手法	予測結果	保全措置	調査手法の設定根拠
	工事の実施	存在・供用						
水環境	水象	河川	●	道路(地表式又は掘削式)の存在	定性	■影響は極めて小さい 道路(地表式又は掘削式)の存在及び切土工事又は既存の工作物の除去に係る河川の流量の影響は極めて小さい。	■影響は極めて小さいため、保全措置はなし。	長野県環境影響評価技術指針及び県マニュアルを参考に選定
			●	切土工等又は既存の工作物の除去				
	地下水	●	道路(地表式又は掘削式)の存在	定性	■影響あり 道路(地表式又は掘削式)の存在及び切土工等又は既存の工作物の除去に係る一般的な工事では、地下水位への影響があると予想される。	■地下水位の影響を低減するために環境保全措置を実施。 ・通水工対策の実施 ・工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	長野県環境影響評価技術指針及び県マニュアルを参考に選定	
		●	切土工等又は既存の工作物の除去					
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	○ ○	道路(地表式、掘削式、嵩上式)の存在、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置	定性	■改変に伴う消失または縮小：影響あり 道路(地表式又は掘削式、嵩上式)の存在、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置に係る土地の改変では、地形及び地質の消失又は縮小が発生すると予測される。 ■周辺環境条件の変化に伴う影響：影響なし 既に道路が複数存在しており、それらによる影響はみられない。	■地形及び地質の影響を低減するために環境保全措置を実施。 ・工事に伴う改変区域をできる限り小さくする	国交省令及び技術手法を参考に選定
			○	日照障害		道路(嵩上式)の存在	定量	■影響なし 予測結果は、全ての地点において参考となる指標を下回った。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	● ○	道路(地表式、掘削式、嵩上式)の存在、建設機械の稼働	定性	■影響あり 一部の種で生息環境は保全されない又は保全されない可能性がある。	■動物への影響を低減するために環境保全措置を実施。 ・照明の漏れ出しの抑制 ・低騒音型・低振動型機械の使用 ・工事従事者への講習・指導	国交省令、技術手法、長野県環境影響評価技術指針及び県マニュアルを参考に選定	
植物	重要な種及び群落	○ ○	道路(地表式、掘削式、嵩上式)の存在 工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置	定性	■影響あり 一部の種で生息環境は保全されない可能性がある。	■植物への影響を低減するために環境保全措置を実施。 ・照明の漏れ出しの抑制 ・工事従事者への講習・指導 ・移植(代替措置)	国交省令、技術手法、長野県環境影響評価技術指針及び県マニュアルを参考に選定	
生態系	地域を特徴づける生態系	○ ○	道路(地表式、掘削式、嵩上式)の存在 工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置	定性	■影響あり 一部の地域を特徴づける生態系の注目種・群集で生息・生育環境は保全されない又は保全されない可能性がある。	■生態系への影響を低減するために環境保全措置を実施。 ・照明の漏れ出しの抑制 ・低騒音型・低振動型機械の使用 ・工事従事者への講習・指導	国交省令、技術手法、長野県環境影響評価技術指針及び県マニュアルを参考に選定	
景観	主要な眺望点及び景観資源	○ ○	道路(地表式又は掘削式、嵩上式)の存在	定性	■影響あり ・主要な眺望点及び景観資源の改変 主要な眺望点の改変については、都市計画対象道路事業の実施による改変はない。 ・主要な眺望景観の変化 2地点(大久保ダム、伊那市下殿島地区)において景観の構造に変化が生じると予測した。	■景観の影響を低減するために環境保全措置を実施。 ・法面等の緑化 ・道路付属物(照明ポール、立入防止柵等)の形状、デザイン、色彩の検討(近景域における影響の場合)	国交省令及び技術手法を参考に選定	

凡例：表中の○印は国交省令における参考項目。●印は参考項目以外の項目。空欄は非選定の項目。

注) 予測手法、予測結果及び保全措置の欄については、平成29年10月末現在のものであり、今後の意見照会や関係機関協議等により変更となる可能性があります。



要素	項目(手法)選定		影響要因の区分	調査結果	予測手法	予測結果	保全措置	調査手法の設定根拠
	工事の実施	存在・供用						
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○	道路（地表式又は掘削式、嵩上式）の存在	主要な人と自然との触れ合いの活動の場は、公園、神社及びサイクリングロード・ジョギングロードがある。	定性	<b>■影響あり</b> 維持されることが望ましい水準が満たされるものと考えられるが、影響が生じることも考えられるため、環境保全措置を実施。	<b>■道路（地表式又は掘削式、嵩上式）の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場の影響を低減するために環境保全措置を実施。</b> ・アクセス道路等の移設による利用性の確保 ・移動経路の確保（ボックスカルバート、横断歩道等の設置）	国交省令及び技術手法を参考に選定
		●	工事施工ヤードの設置					
文化財	文化財	●	道路（地表式又は掘削式、嵩上式）の存在	文化財及び埋蔵文化財が多数ある。	定性	<b>■影響あり</b> 文化財について 10 箇所全てにおいて影響はないと予測される。埋蔵文化財については 15 箇所のうち 5 箇所において影響があると予測される。	<b>■文化財の影響を低減するために環境保全措置を実施。</b> ・文化財保護法に基づき、必要な届け出を行うと共に、関係機関と移設等の保全に関する協議を行う ・工事中に未周知の埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法に基づき遅滞なく関係諸機関と協議し、適切な保全に努める	長野県環境影響評価技術指針及び県マニュアルを参考に選定
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	○	切土工等又は既存の工作物の除去	—	定性	<b>■影響あり</b> 事業の実施により建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊が発生すると考えられる。	<b>■廃棄物等の影響を低減するために環境保全措置を実施。</b> ・工事間流用の促進 ・再資源化施設への搬入等による他事業等での利用	国交省令及び技術手法を参考に選定

凡例：表中の○印は国交省令における参考項目。●印は参考項目以外の項目。空欄は非選定の項目。

注）予測手法、予測結果及び保全措置の欄については、平成 29 年 10 月末現在のものであり、今後の意見照会や関係機関協議等により変更となる可能性があります。

駒ヶ根都市計画道路の変更 (長野県決定)

1. 都市計画道路に3・3・23号伊駒アルプスロード線ほか1路線を次のように追加する。
2. 都市計画道路中3・5・1号名古屋塩尻線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・3・23	伊駒アルプスロード線	駒ヶ根市赤穂	宮田村中越	宮田村大久保	約4,400m		4車線	28m		駒ヶ根市分約610m 宮田村分約3,790m
	構造形式の内訳		駒ヶ根市赤穂	宮田村大久保		約1,360m	嵩上式	4車線	28m	幹線街路と平面交差1箇所	
			宮田村大久保	宮田村大久保		約420m	嵩上式	4車線	28m		
			宮田村中越	宮田村中越		約450m	嵩上式	4車線	28m		
						約2,170m	地表式	4車線	28m	幹線街路と平面交差1箇所	
3・5・24	大田切町一区線	宮田村大田切	宮田村町一区	町三区	約2,220m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差5箇所		
3・5・1	名古屋塩尻線	駒ヶ根市赤穂	駒ヶ根市赤穂	北町	約5,020m	地表式	2車線	12m	JR飯田線と立体交差2箇所 幹線街路と平面交差9箇所		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

3・3・23号伊駒アルプスロード線は、本都市計画区域の活性化及び広域交通網の整備に大きく資するものであることから、本案のとおり追加し、これに伴う既決定の関連する都市計画道路を変更するものである。  
また、本都市計画による3・3・23号伊駒アルプスロード線が周辺環境に与える影響については、(仮称)伊駒アルプスロード環境影響評価準備書に示す通り、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

駒ヶ根都市計画道路の新旧対照表

(旧)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・5・1	名古屋塩尻線	駒ヶ根市赤穂	宮田村	北町	約8,240m	地表式	2車線	12m	JR飯田線と立体交差2箇所 幹線街路と平面交差13箇所	

(新)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・3・23	伊駒アルプスロード線	駒ヶ根市赤穂	宮田村中越	宮田村大久保	約4,400m		4車線	28m		駒ヶ根市分約610m 宮田村分約3,790m
	構造形式の内訳		駒ヶ根市赤穂	宮田村大久保		約1,360m	嵩上式	4車線	28m	幹線街路と平面交差1箇所	
			宮田村大久保	宮田村大久保		約420m	嵩上式	4車線	28m		
			宮田村中越	宮田村中越		約450m	嵩上式	4車線	28m		
						約2,170m	地表式	4車線	28m	幹線街路と平面交差1箇所	
3・5・24	大田切町一区線	宮田村大田切	宮田村町一区	町三区	約2,220m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差5箇所		
3・5・1	名古屋塩尻線	駒ヶ根市赤穂	駒ヶ根市赤穂	北町	約5,020m	地表式	2車線	12m	JR飯田線と立体交差2箇所 幹線街路と平面交差9箇所		



伊那都市計画道路の変更 (長野県決定)

都市計画道路に3・3・34号伊駒アルプスロード線を次のように追加する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・34	伊駒アルプスロード線	伊那市 西春近	伊那市 美篤	東春近	約 7,170m		4 車線	28m		
	構造形式の内訳		伊那市 西春近	伊那市 東春近		約 1,780m	嵩上式	4 車線	28m		
			伊那市 東春近	伊那市 東春近		約 430m	嵩上式	4 車線	28m		
			伊那市 東春近	伊那市 東春近		約 530m	嵩上式	4 車線	28m		
			伊那市 東春近	伊那市 東春近		約 820m	嵩上式	4 車線	28m		
			伊那市 東春近	伊那市 東春近		約 350m	嵩上式	4 車線	28m		
			伊那市 東春近	伊那市 美篤		約 450m	嵩上式	4 車線	28m		
						約 2,810m	地表式	4 車線	28m	幹線街路と平面交差 1箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

本路線は、本都市計画区域の活性化及び広域交通網の整備に大きく資するものであることから、本案のとおり追加するものである。また、本都市計画による3・3・34号伊駒アルプスロード線が周辺環境に与える影響については(仮称)伊駒アルプスロード環境影響評価準備書に示す通り、都市計画を定める上で支障がないと判断する。

伊那都市計画道路の新旧対照表

(旧)

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における鉄道等 との交差の構造	
幹線街路	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(新)

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考	
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における鉄道等 との交差の構造		
幹線街路	3・3・34	伊駒アルプスロード線	伊那市 西春近	伊那市 美篤	東春近	約 7,170m		4 車線	28m			
	構造形式の内訳		伊那市 西春近	伊那市 東春近		約 1,780m	嵩上式	4 車線	28m			
			伊那市 東春近	伊那市 東春近		約 430m	嵩上式	4 車線	28m			
			伊那市 東春近	伊那市 東春近		約 530m	嵩上式	4 車線	28m			
			伊那市 東春近	伊那市 東春近		約 820m	嵩上式	4 車線	28m			
			伊那市 東春近	伊那市 東春近		約 350m	嵩上式	4 車線	28m			
			伊那市 東春近	伊那市 美篤		約 450m	嵩上式	4 車線	28m			
						約 2,810m	地表式	4 車線	28m	幹線街路と平面交差 1箇所		

## 環境影響評価及び都市計画決定の経緯

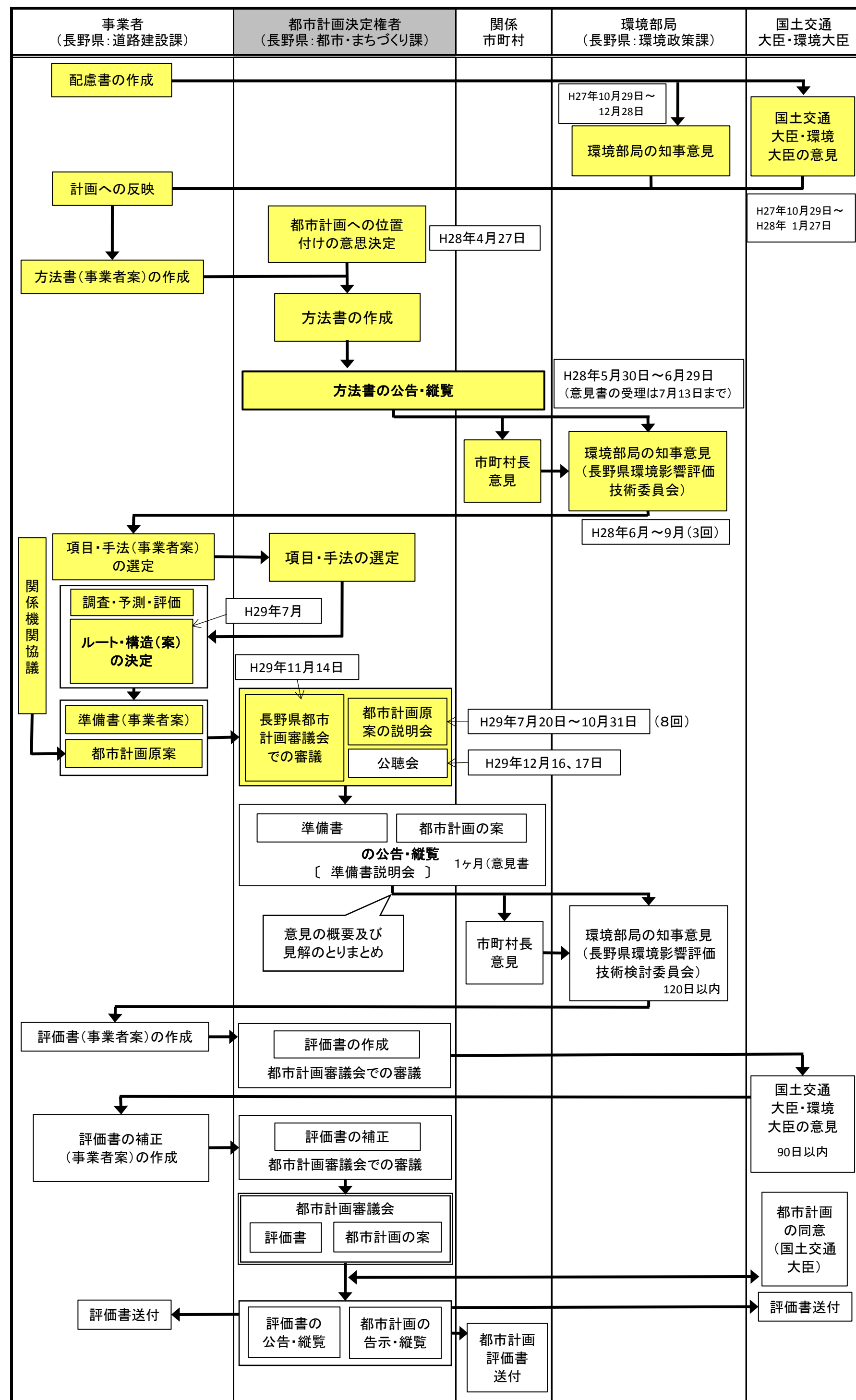
駒ヶ根都市計画道路の変更（3・5・1号 名古屋塩尻線、3・3・23号 伊駒アルプスロード線、3・5・24号 太田切一区線）  
伊那都市計画道路の変更（3・3・34号 伊駒アルプスロード線）

事項	時期	備考	事項	時期	備考
伊駒アルプスロード検討委員会 （第三者委員会、住民説明会）	平成23年12月～平成24月12月	第1～4回 説明会計18回	長野県環境影響評価技術委員会	平成28年7月	
天竜川右岸地区住民検討会 （住民代表）	平成25年6月～11月	第1～4回	長野県環境影響評価技術委員会	平成28年8月	
計画段階 環境調査	平成26年4月～平成27年2月		ルート案住民説明会	平成29年4月～7月	計11回
伊駒アルプスロード検討委員会 （第三者委員会）	平成27月3月	第5回	伊駒アルプスロード都市計画(案)説明会	平成29年7月～10月	計8回
天竜川右岸地区住民検討会 （住民代表）	平成27月3月	第5回	長野県都市計画審議会 調査審議	平成29年11月	
ルート帯の選定案説明 （市村議会、住民説明会）	平成27年3月～11月	計11回	素案の閲覧	平成29年11月～12月(予定)	
住民説明会 （説明会の意見に対する県の考え方）	平成27年4月	計4回	公聴会 （都市計画法16条第1項）	平成29年12月(予定)	
関係市村長会議 （経緯説明及び意見聴取）	平成27年5月				
計画段階環境配慮書の手続き （配慮書の国土交通大臣への送付、公告）	平成27年10月				
計画段階環境配慮書の手続き （住民説明会）	平成27年11月	計4回			
計画段階環境配慮書の手続き （環境大臣意見→国土交通大臣）	平成27年12月				
計画段階環境配慮書の手続き （知事、市村長意見）	平成27年12月				
計画段階環境配慮書の手続き （国土交通大臣意見）	平成28年1月				
関係市村長会議 （配慮書手続き及びルート帯決定報告）	平成28年2月				
環境影響評価方法書の手続き （方法書の公告）	平成28年5月				
環境影響評価方法書の手続き （住民説明会）	平成28年6月	計4回			
計画段階環境方法書の手続き （知事意見）	平成28年9月				
長野県環境影響評価技術委員会	平成28年6月				



伊駒アルプスロード線 都市計画決定までのスケジュール

資料1-15



長野県環境影響評価技術委員会委員

委員の任期：H28. 3. 14～H30. 3. 13

(五十音順)

氏名	職名	備考
梅崎 健夫	信州大学工学部教授	
大窪 久美子	信州大学農学部教授	
小澤 秀萌	長野県環境保全研究所水・土壌環境部長	
片谷 教孝	桜美林大学リベラルアーツ学群教授	委員長
かめやま 章	東京農工大学名誉教授	
くが ひとし	長野県環境保全研究所自然環境部長	
さとう 利幸	信州大学理学部教授	
しおだ 整純	元工学院大学工学部教授	
すずき けいすけ	信州大学理学部教授	
と富 樫 均	長野県環境保全研究所専門研究員	
なかむら 寛志	信州大学名誉教授	委員長 職務代理者
なかむら 雅彦	上越教育大学教授	
のみやま 哲生	信州大学医学部教授	
やまむら 真澄	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授	